



生物多様性条約COP 10サマリー

2010年 10月18日～29日

生物多様性条約(CBD)の第10回締約国会議(COP10)は、2010年10月18-29日、日本の名古屋で開催された。締約国や他の政府機関、国連機関、政府間組織、非政府組織、先住民と地域社会(ILC)、学术界、産業界を代表する7千名以上の参加者が出席した。

CBD COP10は、一連の戦略的、実質的、事務管理上、予算上の問題を議論し、47の決議を採択した。また参加者は、国際ABS議定書に関する交渉も継続したほか、次の問題も審議した:条約の新しい戦略計画、目標、多年度作業計画(MYPOW);他の条約、組織、イニシアティブとの協力の問題;海洋および沿岸地帯生物多様性、気候変動、森林生物多様性、バイオ燃料、8(j)条(伝統知識)など実質的な問題。

多数の議論が並行して行われ、深夜まで熱のこもった会合が続いたほか、ABS、戦略計画、資源動員戦略では、ぎりぎりの線での交渉の末、印象的な「パッケージ」が採択され、COP10は条約の歴史の中でも最も成功した会議の一つとなった:遺伝資源へのアクセスそしてその利用から生じる利益の公平かつ平等な配分に関する名古屋議定書は、7年間の交渉の後、条約の第3の目的実施の規則および手順を規定する;2011-2020年のCBD戦略計画は、締約国および利害関係者による広範な行動実施を目指す使命および戦略ゴールならびに目標を含める;COP9で採択された資源動員戦略の実施に向けた活動および指標も定める。最後に、この会議は、必ずしも重要性が低くない問題に関し、次の行動がとられた:ジオエンジニアリング的措置の事実上の猶予期間に当たる決議の採択;合成生物学の問題に関し、一定の姿勢をとり、各国政府に対し、合成生命の環境への野外放出に対する予防的手法の採用を求める一方、締約国はこれを中断する権利を有すると認識し;途上国における森林減少および森林劣化から生じる排出量の削減および森林の保全、持続可能な森林管理、森林炭素貯留量の増大(REDD+)におけるCBDの役割を再確認し;Tkarihwaí:ri倫理行動規定を採択し;Rio+20サミットにいたるまでのリオ条約間の協力強化のため、明確なステップをとる。

CBDのこれまで

CBDは、1992年5月22日に採択され、1993年12月29日に発効した。現在193の締約国が加盟する。この条約は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公平かつ平等な配分の推進を目指す。COPはこの条約の統治組織である。

COP 1:COPはその第1回会合(1994年11月-12月、バハマ、ナッソー)において、クリアリングハウスメカニズム、および科学的、技能的、技術的助言に関する補助機関(SBSTTA)を設立し、地球環境ファシリティー(GEF)を暫定的な資金メカニズムに任命し、条約の実施に向けた一般枠組みを規定した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

COP 2: COP 第 2 回会合(1995 年 11 月、インドネシア、ジャカルタ)は、海洋と沿岸生物多様性に関する決定書(ジャカルタ・マニフェスト)を採択し、生物多様性に悪影響をおよぼす可能性がある遺伝子組み換え生物(LMOs)の越境移動に焦点をあてるバイオセーフティー議定書の策定を目指しバイオセーフティーに関するオープンエンド・アドホックワーキンググループを設立した。

COP 3: COP 第 3 回会合(1996 年 11 月、アルゼンチン、ブエノスアイレス)は、農業および森林の生物多様性に関する作業計画、ならびに GEF との覚書を採択し、8(j)条および関連条項に関する会合期間外ワークショップの開催を提案した。

COP 4: COP 第 4 回会合(1998 年 5 月、スロバキア、ブラティスラバ)は、8(j)条に関するワーキンググループ、ABS に関する専門家パネルを設置し、世界分類学イニシアティブ(GTI)および海洋・沿岸生物多様性に関する作業計画を採択し、そのほか次の決定書を採択した:内陸水系;農業および森林の生物多様性;他の条約との協力。

EXCOP: 1996 年から 1999 年のバイオセーフティーワーキンググループ会合の後、COP 臨時会合(ExCOP)(1999 年 2 月、コロンビア、カルタヘナ)の参加者は、バイオセーフティー議定書交渉の最終決着を図る妥協案パッケージで合意することができず、この会議は中断された。再開 ExCOP(2000 年 1 月、カナダ、モントリオール)は、バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書を採択し、COP/MOP 1 に向けた準備作業のため、バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の政府間委員会を設立した。この議定書は、生物多様性に悪影響を及ぼす可能性がある LMOs の安全な移動、取り扱い、利用に関する議定書であり、特に人の健康に配慮し、越境移動に焦点をあてる。

COP 5: COP 第 5 回会合(2000 年 5 月、ケニア、ナイロビ)は、農業生物多様性に関する作業計画を検討し、ABS ワーキンググループを設置し、乾燥地および亜湿潤地での作業計画ならびにインセンティブ措置を採択し、8(j)条、生態系アプローチ、持続可能な利用、生物多様性ツーリズム、侵略的外来種(IAS)、GTI に関する決定書を採択した。

COP 6: COP の第 6 回会合(2002 年 4 月、オランダ、ハーグ)は、条約の戦略計画を採択した、この計画には 2010 年までに生物多様性損失率を大幅削減する目標が掲げられた。COP 6 は、次のものも採択した:森林生物多様性に関する拡大作業計画;ABS に関するボン・ガイドライン;IAS の指針原則;植物保全のための世界戦略;GTI 作業計画;インセンティブ措置および 8(j)条に関する決定書。

COP 7: COP 第 7 回会合(2004 年 2 月、マレーシア、クアラルンプール)は、山岳部生物多様性、保護区域(PAs)、技術移転と技術協力に関する作業計画を採択し、ABS に関する国際体制の交渉開始を目指すワーキンググループのマニフェストを決定した。COP は、実施レビューに関するオープンエンド・アドホックワーキンググループを設置し、次の文書を採択した:条約の実施、その戦略計画と 2010 年目標達成に向けての進捗状況をレビューする決定書;文化的、環境的、社会的影響評価のための Akwé: Kon ガイドライン;持続可能な利用のためのアジスアベバ原則とガイドライン;広報、教育、普及啓発(CEPA)、インセンティブ措置、内陸水系、海洋と沿岸の生物多様性に関する決定書。

COP 8: COP 第 8 回会合(2006 年 3 月、ブラジル、Curitiba)は、島嶼部生物多様性に関する作業計画、および多様な問題に関する決定書を採択した、この中には、8(j)条、CEPA、他の条約との協力、民間部門の参加、公海上の PAs



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

を含めた PAs、インセンティブ措置、生物多様性と気候変動、森林、海洋、沿岸、農業の生物多様性に関する決定書が含まれた。COP 8は、制約を受ける遺伝利用技術の野外試験に関する COP 5 の禁止措置を再確認し、ABS ワーキンググループに対し、2010 年に開催される COP 10 の可能な限り前の段階で、ABS に関する国際体制の作業を終了するよう指示した。

COP 9: COP 第 9 回会合(2008 年 5 月、ドイツ、ボン)は、2010 年を交渉期限とする国際 ABS 体制交渉のロードマップを採択し、条約のための資源動員戦略、保護を必要とする海域の科学基準およびガイダンスを採択し、生物多様性と気候変動に関するアドホック技術専門家グループ(AHTEG)を設置した。

ABS 交渉: ABS ワーキンググループは、COP 9 と COP 10 の間に 4 回の会合(2009 年 4 月、フランス、パリ;2009 年 11 月、カナダ、モントリオール;2010 年 3 月、コロンビア、カリ;2010 年 7 月、モントリオール)を開催し、専門家、非公式協議、地域協議の支援を得て、国際体制交渉を行った。最初の 2 回の会合では草案のとりまとめを行った。カリでは、ワーキンググループ共同議長が、議定書草案を配布したが、手続き上の議論により会議は中断された。モントリオールの再開会合では、カリで設定された地域間交渉グループ(ING)方式を用い、協力の精神をもって議定書草案の審議を行い、意見対立のない条項で合意し、特定の困難な問題でも進捗を見た、この中には、他の制度との関係や国内 ABS 要求事項の遵守が含まれた。また更なる妥協が必要な重要問題も特定され、この中には、スコープや病原体、派生物、遺伝資源利用の概念、遵守支援メカニズムが含まれた。括弧書きも数箇所残され、ワーキンググループは 2010 年 9 月、モントリオールで ING に関する追加会議を開催した。この会議では、派生物や利用概念に関し共通の理解が進んだが、重要問題は保留のまま残された。

8(J)条 WG 6: 8(j)条に関するワーキンググループは、第 6 回会合(2009 年 11 月、カナダ、モントリオール)で、一連の提案を採択した、この中には、先住民および地域社会の文化的、知的伝統の尊重を保証する倫理行動規定の先行草案、国際的 ABS 体制に関する詳細意見の ABS ワーキンググループ提出が盛り込まれた。

SBSTTA 14: SBSTTA 第 14 回会合(2010 年 5 月、ケニア、ナイロビ)では、地球規模生物多様性概況の第 3 版が発表され、COP 10 に向け 18 の提案が採択された、この中には次のものが含まれた: 山岳部、内陸水系、海洋および沿岸生物多様性、PAs、生物多様性と気候変動、第 10 条(持続可能な利用)に関する作業計画実施の詳細レビュー; 農業部門の生物多様性とバイオ燃料; 乾燥地および亜湿潤地; 森林の生物多様性; IAS; ポスト 2010 年成果主義の目標とゴール; インセンティブ措置; GTI; 植物保全のための世界戦略。

WGRI 3: CBD 条約実施のレビューに関するワーキンググループ(WGRI)第 3 回会合(2010 年 5 月、ナイロビ)は、COP 10 に向けた 12 の提案を採択した、この中には次のものが含まれた: ポスト 2010 年の戦略計画更新および改定、この中には資金問題および ABS 交渉の決定まで保留される括弧書きが残された; 2011-2020 年の国連生物多様性の 10 年の提案; ビジネスの参加; 生物多様性技術イニシアティブの提案; 2011-2020 年の多年度条約作業計画; 生物多様性の貧困根絶問題および開発問題との統合; 生物多様性、生態系サービス、人間の福利に関する科学と政策のインターフェース。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

COP 10 報告書

10月18日曜日、Jochen Flasbarth(ドイツ)はCOP9議長の立場で発言し、会議の開会を宣言し、2010年生物多様性目標の未達成を指摘し、戦略計画および国際ABS体制の最終決定を呼びかけた。同議長は、COP議長職を日本の松本環境大臣に引き継いだ。

松本議長は、生物多様性保護措置にとり重要な時だと指摘し、現実的な新しい世界目標を求め、国際ABS体制の確立を求めた。愛知県の神田知事は、COP10においてポスト2010年目標および国際ABS体制が採択されることへの期待感を共有した。名古屋市の河村市長は、自然と調和する生活において地方自治体や市民は重要な役割を果たせると強調した。

UNEP専務理事のAchim Steinerは、多国間環境合意(MEAs)の並行するガバナンスや事務管理アレンジの欠点と取り組むとのUNEPの決意を表明し、COP10は多国間主義の成功を鼓舞するものになりうると強調した。

CBD事務局長のAhmed Djoghlaフは、戦略計画の関連性ならびに持続可能な発展のためのABS議定書に鑑み、COP10は国連の歴史の中でも生物多様性に関する最も重要な会議になると述べた。

報告:参加者は、次の項目に関する報告を聞いた:バイオセーフティー議定書のCOP/MOP5、これには次のものが含まれる:補償および賠償に関する名古屋-クアラルンプール補足議定書の採択;8(j)条、SBSTTA、WGRIに関するワーキンググループの会合期間外会合(UNEP/CBD/COP/10/2 to 4);ABS交渉;GEF(UNEP/CBD/COP/10/6)。

組織管理上の問題:参加者は議題書と作業構成書(UNEP/CBD/COP/10/1 and Add.1)を採択し;Snežana Prokić(セルビア)を会議の報告官に、Cosima Hufler(オーストリア)とDamaso Luna(メキシコ)をワーキンググループIとIIの議長にそれぞれ選出した。プレナリーでは、このほか、ABSに関するオープンエンドの非公式諮問グループ(ICG)が結成され、Fernando Casas(コロンビア)とTimothy Hodges(カナダ)が共同議長を務め、議定書ならびにCOP決定書の交渉および最終決定を行うこととなり;Amb. Conrad Hunte(アンティグア・バーブーダ)が議長を務める予算グループも結成された。参加者は、評価規模に関し保留されている資金規則の審議をCOP11まで延期することで合意した。

下記報告書は、会議の議題に沿った構成である。特に断らない限り、背景文書として配布されたまとめ文書(UNEP/CBD/COP/10/1/Add.2/Rev.1)記載の決定書草案に基づき審議が行われ、COP10決定書は若干の改訂もしくは改訂なしで、10月29日金曜日、閉会プレナリーで採択された。

アクセスと利益配分

ABSに関するICGは、10月16日に名古屋で開催されたABSに関するワーキンググループの第9回再開会合から送られた議定書草案(UNEP/CBD/COP/10/5/Add.5)の交渉を、会合期間中継続した。少人数のグループが結成され、次の項目に関し議論した:利用と派生物;遵守関連問題;議定書と他の制度との関係;緊急事態;TK関連問題;COP決定書。10月28日木曜日、閣僚級非公式協議が開催され、日本のCOP議長が提出した妥協案について議論した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

非公式協議は夜間、さらには翌朝まで継続し、残された保留問題に関する妥協案パッケージで合意にいたった、これら保留問題には次のものが含まれる: 利用と派生物の概念、それに関係する利益配分; スコープに関する規定; 非恣意的 (non-arbitrary) アクセス手順; TK 関連問題、これには公的に利用可能な TK の規定でいずれ削除されるものも含める; 人間、動物、または植物の健康危機への特別な配慮および食料安全保障問題; 暫定スコープの問題、ならびに越境状況で発生する、あるいは事前のインフォームドコンセント (PIC) の供与または取得が不可能な、遺伝資源および TK の利益配分を行う多国間利益配分メカニズム関連の提案および暫定スコープ問題; チェックポイント、必要な情報および遵守の国際認証に関する遵守関連規定。審議の結果、閉会プレナリーで ABS に関する名古屋議定書が採択された。

閉会プレナリーにおいて、ベネズエラは、議定書にはバイオパイレーシー (生物資源に対する海賊行為) 防止に必要な要素がもろこまれていないとし、このことを記録するよう求め、自然を商品に転換することへの懸念を表明した。アフリカン・グループは、議定書は最善の文書とは言えないが、アフリカの人々の利益のため、CBD の第三目的実施に向けた努力の開始点としてこれを受け入れるとし、このことを記録するよう求めた。ボリビアは、議定書には多数の国の意見が十分取り入れられていないとし、現実よりも、先住民の貢献を認め、母なる大地の権利を保護すべきだと指摘し、意見の不一致を記録するよう希望した。中東欧諸国グループ (CEE) はグループ内には、議定書に関し多様な立場があると記録し、意見の一致に至る機会を得たことへの感謝の意を表し、CEE はこの採択に反対しないと指摘した。

Like-Minded アジア太平洋は、CBD は 1 カ月以内に 2 つの「素晴らしい (magnificent)」条約を採択したと強調し、議定書は完全というには程遠いとし、参加者に対しバイオパイレーシー防止を訴えた。

下記セクションに、審議された主要問題の交渉経過、ならびに議定書の主要条項をまとめる。

利用と派生物: 利用および派生物の概念は、クロスカッティングイシューとして、今会議期間中、非公式協議で議論され、スコープおよび利益配分との関係で重要だと考えられた。妥協案の一環として結論に達したが、この中には次のものが含まれた: 用語規定 (2 条) の「遺伝資源の利用」、「バイオテクノロジー」、バイオテクノロジーに関係する「派生物」の定義; スコープ (3 条) の中で派生物に言及しない; 遺伝資源の利用、ならびにその後の応用、商業化から生じる利益については、利益配分規定 (4(1) 条) で言及。

暫定スコープ: スコープに関する問題は、非公式協議で議論された。10 月 26 日火曜日、アフリカン・グループは次の主張を繰り返した: 議定書発効前にアクセスされた物質の継続利用で生じる利益は配分する倫理的義務があり、議定書はそのような利益配分を「奨励」すべきである; そのような物質の新たな利用から生じる利益を配分する法的義務がある、この配分は多国間メカニズムで行われる可能性がある。妥協パッケージでは、暫定的なスコープ、または継続利用、あるいは新たな利用に関する問題に関する特別な言及は含まれていない。しかし、越境状況、または PIC の供与または取得が不可能な状況における利益配分を行う世界的な多国間利益配分メカニズムに関する条項は含まれる。同様な文章は序文パラグラフにも記載されたがその一方で、政府間委員会が、作業計画に則り、その第 2 回会議において、世界的な多国間利益配分メカニズムの必要性および方法について、検討を求められることとなった。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

他の条約との関係(3条 BIS):この問題は ICG および少人数グループで議論された。論議の中心は、相互支援の実施に関する表現であった、参加者は、他の関連する合意で行われている議論および実施方法の価値を認める必要があることで全般的には意見が一致したが、これらについてどう言及するかその方法については、意見が一致しなかった。

特別な配慮(6条):この問題は主に、Paulino Franco de Carvalho Neto(ブラジル)および François Pythoud(スイス)が共同議長を務める少人数グループで議論された。議論の中心は、健康上の緊急事態が発生した場合の迅速または簡素化されたアクセス手順の必要性とこれに関係する利益配分であり、先進国はそのような場合にはアクセスの簡素化が必要であると強調し、途上国は、利益配分、特に安価な処置方法へのアクセスを確保することを希望した。参加者は、条項の全般的な内容については、早期に合意に達し、この中には人間や動物、植物の健康に関する緊急事態への言及、緊急事態の定義そして/または関連する国際合意への言及、簡素化されたまたは早急なアクセス手順、利益配分に関するものも含まれた、具体的な表現に関する合意は、最後まで保留された。

TK(9条と関連条項):TK のクロスカッティングイシューは、ICG、Janet Lowe(ニュージーランド)と Jorge Cabrera Medaglia(コスタリカ)が共同議長を務める少人数グループ (Costa Rica)、および Lowe が議長を務める非公開グループで議論された。論議の中心となったのは次の項目であった: TK および ILCs に対する関連性についての序文での表現、特に国連先住民の権利宣言(UNDRIP)への言及; 公的に利用可能な TK; ILCs が保有する TK へのアクセスおよび違反があった場合の協力; TK へのアクセスおよびその利用に関する国内法の遵守; TK の利用により生じる利益の配分。

ILC 以外の保有者から取得された TK(公的に利用可能な TK)の利用による利益配分に関する規定については、今回の会合期間中を通して議論され、締約国はそのような規定が必要かどうか、締約国が行うべき措置に関する表現を拘束力のあるものにするか、それとも拘束力のないものにするかで意見が分かれた。意見の相違は会議終了時まで続き、結局、採択される議定書からこの規定を外すこととなった。

遵守(13条):遵守関連問題は、Sem Shikongo(ナミビア)および Alejandro Lago(スペイン)の指導の下、コンタクトグループ、締約国のみ非公開グループ、および二国間の「告白」会合などにおいて、会議期間中を通して議論された。意見対立が見られた主要問題には次のものが含まれる: チェックポイント、情報公開の要件、遵守の国際認証。途上国は議定書の実施を確実にする強制力のある規定を支持した。

チェックポイントに関する交渉の焦点は次のとおり: チェックポイントの設置を義務とすべきかどうか、: チェックポイント表示リストを含めるべきかどうか、チェックポイントではどのような種類の情報を管理するのか。また参加者は、情報公開の必要条件、その義務的な特質、非遵守の場合の影響結果についても議論した。

遵守の国際認証に関し、議論の焦点となったのは、そのような認証に含まれるべき最低限の情報の必要性、議定書の別の箇所と言及する認可および認証との法的な関係であった。また参加者は、この条項は途上国が示唆するように遵守支援のみを目的とするのかどうか、それとも先進国が推奨するとおり、透明性の向上をも目的とするのかどうか議



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

論し、国際 ABS オンブスパーソンに関する規定についても議論したが、これは採択された文書には入れられなかった。

最終決定書: 決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.43/Rev.1)には、名古屋議定書の採択、その政府間委員会、事務管理および予算の問題に関するセクションが含まれる。序文の中で、COP は、国際的体制は CBD、ABS 議定書、および食料および農業用の植物遺伝資源に関する国際協定(ITPGR)および ABS に関するボン・ガイドラインなどの補足的制度で構成されるものと認識する。COP は、遺伝資源へのアクセス、およびその利用により生じる利益の公平かつ平等な配分に関する名古屋議定書を採択した、この議定書は、2011年2月2日から2012年2月1日の間、ニューヨークの国連本部において、署名のため公開される予定であり、COP は、CBD 締約国に対し、この議定書に署名し批准するよう求めた。COP は、議定書の枠組の中には人間の遺伝資源は含まないことで合意し、25条に則った第1回レビューでは12条 bis(TK に関する国内法の遵守)の実施について、他の関連する国際機関、特に、世界知的財産機関(WIPO)での展開という観点から評価すると決定する、ただしこの展開が CBD および議定書の目的に反しない限りである。

COP は、さらに議定書に関するオープンエンドのアドホック政府間委員会を設立し、締約国の第1回会議に向けた必要な準備作業を行うこととし、附属書にある作業計画を支持する。COP は、GEF に対し、早期批准を助けるため財政支援を行うよう求め、事務局に対し、相互合意条件(MAT)の契約条項および関連するガイドライン、実施規定を集約し、CHM モデルで利用できるようにすることを要請する。

政府間委員会に関する附属書の作業計画には、その第1回会議で検討されるべき問題が含まれる、この中には、遵守推進のための協力手順および制度メカニズムが含まれる、さらに第1回会議で検討されるべき問題として、世界的、多国間利益配分メカニズムの必要性およびその方法が含まれる。

名古屋議定書: 附属書である ABS に関する名古屋議定書には、27の序文の節、36の本文、および金銭的ならびに非金銭的な利益を記載する表示リストを含めた附属書で構成される。序文には、下記の項目などが含まれる:

- MAT の交渉において法的確実性および衡平性ならびに平等を推進することの重要性;
- 越境状況または PIC を提供するまたは獲得することが不可能な状況における利益配分に関する革新的な解決策の必要性;
- 食料および農業の遺伝資源に関する全ての国の相互依存性、食料および農業遺伝資源委員会(CGRFA)ならびに食料および農業用の植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGR)の本質的な役割、これにはその多国間システムのものも含める;
- 世界保健機構(WHO) 国際健康規制および公衆衛生の整備ならびに対応目的の対人病原体へのアクセス確保の重要性;
- 遺伝資源と TK 間の相互関係、これらと ILCs との切り離せない特性、ILCs が TK を保有し、所有する状況の多様性;
- 各国において、TK が保有される特異な状況、この TK は口頭または書面、あるいは他の方式である可能性がある;



• UNDRIP;

- 議定書の中のいかなる規定も、ILCs の既存の権利を減少させるまたは取り消すものと解釈されるものではない。

第 1 条(目的): 本議定書の目的は、遺伝資源の利用により生じる利益を公平かつ平等に配分することであり、この中には、遺伝資源への適切なアクセス、および関連する技術の適切な移転によるものも含める、この場合、これらの資源および技術に関する全ての権利を考慮に入れるものとし、適切な資金供与を行うことにより生じる利益も含めるものとし、それにより生物多様性の保全、およびその構成成分の持続可能な利用に貢献する。

第 2 条(用語): CBD2 条に規定する用語は、本議定書にも適用される。これに加えて、「遺伝資源の利用」とは、遺伝構成成分および／または遺伝物質の生化学的構成成分に関する研究開発を行うことを意味し、この中にはバイオテクノロジーの応用によるものも含める。「派生物」とは、生物資源または遺伝資源の遺伝的発現または代謝により自然に発生する生化学分子を意味するが、遺伝の機能ユニットは必ずしも含まれない。

第 3 条(スコープ): 本議定書は、条約 15 条のスコープ内の遺伝資源、条約のスコープ内の遺伝資源に関する TK、そのような資源ならびにそのような知識の利用により生じる利益に対し、適用されるものとする。

第 3 条 bis (国際合意および制度との関係): 本条項は下記を規定する:

- 議定書は、既存の国際合意から派生する権利および義務に影響しないものとする、ただしこのような権利および義務の行使が生物多様性に深刻な害を与える、あるいは脅威を与える場合はこの限りでない。
- 本パラグラフは、議定書と他の国際制度との間に上下関係を作ることを意図したものではない。
- 議定書のいかなる規定でも、締約国が発展をし、他の関連する国際条約を実施することを妨げるものではない、これには他の ABS 専門の合意が含まれる、ただしいずれも CBD および議定書の目的を支えるものであり、これに反することはないものとする。
- 本議定書は、関連する国際的制度と相互に支えあう形で実施されるものとする。
- 当該の国際的制度および関連する国際機関において、行われている有用かつ関連性のある作業に十分配慮すべきである、ただしこれが CBD および議定書の目的を支持し、これに反しないことを条件とする。
- 特定の国際的 ABS 制度が適用される場合、これは CBD および議定書の目的と合致するものであり、これに反するものではない、議定書は特定の制度の対象となる、あるいはその目的である特定遺伝資源に関する特定制度について、締約国(単数または複数)に適用されるものではない。

第 4 条(公平かつ平等な利益配分): 遺伝資源の利用、ならびにその後の応用および商業化から生じる利益は、そのような資源を提供する締約国、すなわち当該資源の原産国または条約に基づき当該遺伝資源を取得した締約国との MAT に基づき公平かつ平等に配分されるものとする。各締約国は、上記の実施を目的に、適切な法的、行政的、政策的措置をとるものとし、これにより ILCs が ILCs のこれら遺伝資源に対する既存の権利に関する国内法に則り保有する遺伝資源の利用から生じる利益が、MAT に基づき、関係する地域社会と公平かつ平等な形で配分されることを確保することを目的とする。利益には金銭的なもの金銭的でないものも含める可能性があり、この中には附属書に記



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

載するものを含めるが、これに限定されないものとする。締約国は、遺伝資源に関する TK の利用から生じる利益も、そのような知識を保有する ILCs と、MAT に基づき、公平かつ平等な形で配分すべく、適切な場合、法的、行政的、政策的措置をとることとする。

第 5 条 (遺伝資源へのアクセス): 遺伝資源利用のため当該資源にアクセスすることは、天然資源に関する各国の主権の行使において、また国内の ABS 法または規制上の要求の対象として、そのような遺伝資源を提供する締約国、すなわちそのような資源の原産国、または条約に則り当該遺伝資源を取得した締約国の、PIC の対象とする、ただし当該締約国が別な決定を行う場合はこの限りでない。各締約国は、国内法に則り、ILCs が当該資源へのアクセスを認める既得権を保有する場合、その遺伝資源へのアクセスに関し、ILCs の PIC もしくは承認および参加を確保すべく、適切ならば措置をとるものとする。

PIC を必要とする各締約国は、下記を行うため、適切な場合は、必要な法的、行政的、政策的措置をとるものとする：

- 各国の国内 ABS 法または規制要求における法的な確実性、明確さ、透明性を提供する
- 遺伝資源へのアクセスに関し、公平かつ確定的な規則および手順を提供する；
- PIC 申請方法に関する情報を提供する；
- 適格な国家当局から、明確かつ透明性のある書面での決定を、費用効果の高い形で、かつ合理的な期間内に提供する；
- PIC の提供が決定された証拠として、および MAT 確立の証拠として、アクセス時に、認可または同等のものの発行を行い、これに従い ABS CHM に通知する。
- 適切な場合、および国内法に則り、遺伝資源へのアクセスに関する PIC の取得および ILCs の承認と参加を得るための基準そして／またはプロセスを設定する
- MAT を要求し確立するための明確な規則および手順を設定する。その条件は、書面に記載するものとし、これには次のものを含めることとする：利益配分の条件、これには次のものを含む可能性がある：紛争解決条項；利益配分の条件、これには知的財産権 (IPRs) に関するものも含める；その後、第三者が利用する場合はあればその条件、および当てはまる場合には、利用目的の変化に関する規定。

第 5 条 bis (遺伝資源に伴う TK へのアクセス): 締約国は、国内法に則り、ILCs が保有する遺伝資源に伴う TK に関し、PIC のある形でアクセスされる、あるいはこれら ILCs の承認および参加、そして MAT が確立されることを確実にするため、適切な措置をとる。

第 6 条 (特別な事情): 締約国は、ABS の法律または規制要求の策定および実施において、特に途上国における生物多様性の保全および持続可能な利用に貢献する研究を推進ならびに奨励する状況を作るものとする、この中には、非商業研究目的でのアクセスにおける簡素化措置を含めることとし、この場合そのような研究の意図の変化に対応する必要性にも配慮するものとする；さらに、各国国内または国際的に、人間や動物または植物の健康を脅かすまたは損なうと決定された現在のまたは直近の緊急事態に十分注意を払うこととする。締約国は、遺伝資源へのアクセスの迅速化が求められる点も考慮に入れ；そのような遺伝資源の利用から生じる利益を、迅速、公平、平等に配分すること



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

にも配慮する、これには必要とするものが安価な治療にアクセスできること、ならびに食料および農業における遺伝資源の重要性に配慮し、食料安全保障での特別な役割にも配慮する。

第7条(保全および持続可能な利用への貢献): 締約国は、利用者および提供者に対し、遺伝資源の利用により生じる直接の利益を、生物多様性の保全およびその構成成分の持続可能な利用にあてるよう奨励する。

第7条 bis (世界的な多国間利益配分メカニズム): 締約国は、遺伝資源ならびに遺伝資源に伴う TK で、越境して生じるもの、あるいは PIC を提供するあるいは取得することが不可能なものの利用により生じる利益については、これを公平かつ平等に配分するため、世界的な多国間利益配分メカニズムの必要性を検討し、その方法を検討する。本メカニズムにより、遺伝資源の利用者および遺伝資源に伴う TK の利用者での利益配分は、生物多様性の保全支援およびその構成成分の持続可能かつ地球規模での利用支援にあてるものとする。

第8条(越境での協力): 同じ遺伝資源が、一締約国以上の領域内に本質的に存在する場合、これら締約国は、議定書実施の観点から、適切な場合は、関係する ILCs が参加する形で協力するよう努力する。遺伝資源に伴い同じ TK を数カ国の締約国における一つまたはそれ以上の ILCs が共有する場合、これらの締約国は、議定書の目的実施の観点から、適切な場合は ILCs の参加も得て、協力するよう努力するものとする。

第9条(遺伝資源に伴う TK): 議定書の下での各締約国の義務実施に関し、締約国は、各国の国内法に則り、遺伝資源に関係する TK について当てはまる場合には、LCs の慣習法や地域社会のプロトコルや手順に配慮する。

締約国は、関係する ILCs の有効参加を得て、遺伝資源に関係する TK の潜在的利用者に対し、当該知識へのアクセスならびに当該知識の利用により生じる利益の公平かつ平等な配分に関し、ABS CHM に規定される義務(措置も含める)の情報を通知するメカニズムを設立することとする。

締約国は、適切な場合、各地域社会の女性を含めた ILCs が行う下記の作成活動に対し、援助を与える努力をするものとする: 遺伝資源に関係する TK へのアクセスおよびそのような知識の利用により生じる利益の公平かつ平等な配分についての地域社会プロトコル; 遺伝資源に伴う TK の利用により生じる利益の配分に関する MAT およびモデル契約条項の最小必要条件。

締約国は、議定書の実施にあたり、条約の目的に則った ILCs 内部およびその相互の間での遺伝資源およびこれに伴う TK の慣習的な利用および交換を、可能な限り制約しないものとする。

第10条(国内窓口(NFP)および適格な国内当局): 締約国は、次の情報を利用可能にするため、ABS に関する NFP を指定する: 遺伝資源へのアクセスを求める申請者向けの、PIC 取得および MAT 確立の手順に関する情報、これには利益配分に関するものも含める; 可能な場合、遺伝資源に伴う TK へのアクセスを求める申請者向けの、PIC 取得手順に関する情報または適切な場合は ILCs の承認および参加を得るための手順に関する情報、および利益配分を含めた MAT 確立手順に関する情報; 適格な国内当局、関連する ILCs、関連する利害関係者に関する情報。NFP は、事務局との連携の責任を負うものとする。各締約国は、ABS に関する適格な国内当局を一つもしくはそれ以上指定



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

するものとする、これらの国内当局は、適用される国内法、行政措置、または政策措置に則り、アクセスを提供する責任を負い、当てはまる場合にはアクセスの必要条件が満たされているとの書面による証明書を発行する責任を負い、さらには PIC 取得および MAT 締結に適用される手順および必要条件について助言を行う責任を有する。各締約国は、窓口と適格国内当局の両方の機能を満たす一つの組織を指定することも可能である。

第 11 条 (ABS クリアリングハウスと情報共有化): 本条項は、CHM の一部としての ABS クリアリングハウスを設置するものである。本条項は、締約国が、議定書の求める全ての情報、ならびに COP/MOP の行う決議に基づき求められる情報を、機密情報保護に予断を加えることなく、ABS クリアリングハウスに提供することを求めるものである、この情報には次のものが含まれる: 法的、行政上、政策上の ABS 措置; PIC 供与および MAT 設立が決定された証拠として、アクセス時に発行される認可および同等のもの。

第 12 条 (ABS に関する国内法および規制上の要求事項の遵守): 締約国は、それぞれの管轄権内において利用される遺伝資源が国内の ABS 法、または他の締約国の規制要求どおり、MAT が確立され、また PIC に則りアクセスされるよう、適切かつ効果があり、各国に適合した法的、行政上および政策上の措置をとる。締約国は、上記のとおり採用された措置の非遵守の場合に対応するため適切、効果的、分相応の措置をとることとし、可能な限り、そして適切な場合には、国内の ABS 法または規制上の要求に対する違反の申し立てがあった場合に協力するものとする。

第 12 条 bis (遺伝資源に伴う TK のための ABS に関する国内法または規制要求の遵守): 締約国は、自国の管轄圏内で利用された遺伝資源に関する TK が PIC に則りアクセスされたこと、あるいは ILCs の承認および参加に則りアクセスされたこと、さらには国内の ABS 法または該当する ILCs が存在する他の締約国の規制要求で求められるとおり、MAT が確立するため、適切な場合は、適切かつ効果的、分相応の法的、行政上、政策上の措置をとることとする。上述の条項にあるとおり、締約国は、非遵守に対応する措置をとるものとし、違反の申し立てがあった場合はこれに協力するものとする。

第 13 条 (遺伝資源利用のモニタリング): 締約国は、遵守を支援するため、適切な場合は、遺伝資源の利用状況をモニタリングし、その透明性を強化するため、措置をとる、この中には、次のとおり、1 箇所もしくはそれ以上のチェックポイントの指定も含まれる:

- 指定されたチェックポイントは、PIC、遺伝資源の供給源、MAT の確立、そして / または適切な場合には遺伝資源の利用に関する情報を、収集もしくは当てはまる場合は受け取る。
- 各締約国は、適切な場合や指定されたチェックポイントの特徴により、遺伝資源の利用者に対し、指定されたチェックポイントに特定の情報 (上記パラグラフ記載) を提供するように求めることとする。
- 当該情報には、入手可能な場合は国際的に求められた遵守の証明が含まれ、これらの情報は、機密情報の保護に予断を与えることなく、関連する国内当局、PIC を提供する締約国、そして適切な場合は ABS クリアリングハウスに提供される。
- チェックポイントは: 有効なものでなければならない; 実施に関連する機能を有すべき; 遺伝資源の利用、またはそれ



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

に関連する情報、特に研究、開発、発明、商業化前、商業化のいずれかの段階に関する情報の収集に関連するものであるべきだ。

そのほかの措置には次のものが含まれる: 遺伝資源の利用者および供給者に対し、MATの規定の中にそのような条件の実施に関する情報共有の規定をふくめるよう推奨する、この中には報告要請によるものも含まれる; このほか、費用効果の高いコミュニケーションツールおよびシステムの利用も奨励する。

5条(2)(d)に則り発行された認可またはそれと同等のもので、ABS クリアリングハウスに提供されるものは、国際的に求められた遵守の証明を公正するものとし、対象となる遺伝資源が PIC に則りアクセスされたこと、および国内の ABS 法または PIC を提供する締約国の規制要求で求められるとおり MAT が確立されたことを証する。

この証明書は、機密情報でない限り、次の最低限の情報を含むものとする: 発行当局; 発行日; 提供者; 証明書の識別番号; PIC が提供された個人または法人; 証明書の対象となる物質もしくは遺伝資源; MAT 確立の確認; PIC 取得の確認; 商業用かそして/または非商業用か。

第14条 (MATの遵守): 締約国は、遺伝資源そして/または遺伝資源に関係する TK の提供者および利用者に対し、適切な場合の紛争解決に関する規定を MAT に盛り込むよう推奨する、この規定には、全ての紛争解決プロセスをとりおこなう裁判権のある場所; 適用法; そして/または調停や仲裁など他の紛争解決のオプション。

各締約国は、MAT から発生する紛争の場合、それぞれの法律体系で適用法の要求と合致する償還請求機会を確保することとする。各締約国は、適切な場合、正義へのアクセスに関する効果的な措置をとるものし、また外国の審判および仲裁の裁定の相互認証および施行に関するメカニズムの利用についても、効果的な措置をとるものとする。この条項の有効性は、議定書 25 条に則り、COP/MOP においてレビューされるものとする。

第15条 (モデル契約条項): 締約国は、適切な場合、MAT に関するセクター別およびセクター横断的なモデル契約条項の作成、更新、利用を奨励する。

第16条 (行動規定、ガイドライン、ベストプラクティスそして/または基準): 締約国は、適切な場合、ABS に関する自主的な行動規定、ガイドライン、ベストプラクティス、そして/または基準の作成、更新、利用を奨励する。

第17条 (啓発): 締約国は、遺伝資源および遺伝資源に関係する TK の重要性、および ABS 関連問題に関する意識向上を図るため、措置をとり、そのような措置を示したリストを記載する、このリストには、ILCs のためのヘルプデスクの設置と維持、地域社会のプロトコルおよび ILC 手順に関する啓発を含める。

第18条 (能力—キャパシティ): 締約国は、キャパシティブUILDING、キャパシティ開発および人的資源の強化、制度能力の強化において協力し、途上国締約国、特に後発発展途上国 (LDCs) および小島嶼後発途上国 (SIDS)、ならびに市場経済移行国での議定書の効果的な実施を可能にする、これには、既存の世界的、地域的、小地域の、そして国内の制度や組織を通してのものも含める。この点に関し、締約国は、ILCs および NGOs や民間部門も含めた理



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

解関係者の参加を推進すべきである。適切な措置の基礎として、途上国締約国は、国内キャパシティの自己評価により、それぞれの国内でのキャパシティニーズ、および優先策を明確にすべきである。

第 18 条 bis (技術移転、コラボレーション、協力):締約国は、CBD15 条、16 条、18 条、19 条に則り、技術的、科学的研究啓発プログラムに関しコラボレーションをし、協力する、これには議定書の目的達成手段としてのバイオテクノロジー研究活動も含める。締約国は、CBD ならびに議定書の目的達成に向けた健全かつ有効な技術的、科学的基礎を開発し、強化できるよう、途上国締約国における技術へのアクセス、ならびに技術の移転を促進し、奨励するための措置をとる。そのようなコラボレーション活動は、可能な場合、また適切な場合、締約国、もしくは遺伝資源の原産国である締約国、あるいは条約に基づき遺伝資源を取得した締約国の間において、またそのような締約国に対して行われるものとする。

第 18 条 ter (非締約国):締約国は、非締約国に対し、議定書の遵守を推奨し、ABS クリアリングハウスに適切な情報を提供するよう推奨する。

第 19 条 (資金メカニズムおよび資金源):条約の資金メカニズムは議定書の資金メカニズムでもあることとする。COP/MOP は、ガイドラインを提供するにあたり、途上国締約国のニーズならびに ILCs 中の女性を含めたキャパシティニーズや優先策に配慮するものとする。

第 24 条 (議定書の遵守推進の手順およびメカニズム):COP/MOP は、その第 1 回会合において、議定書の規定遵守推進、および非遵守の場合への対応について、協力的手順および制度メカニズムを検討し、承認する。これらの手順およびメカニズムには、適切な場合、助言もしくは援助を提供するとの規定も含めることとする。これらの制度は、CBD27 条の紛争解決手順およびメカニズムとは別であり、これに予断を与えないものとする。

第 25 条 (評価とレビュー):COP/MOP は、議定書発効後 4 年、その後は、COP/MOP の決定する間隔において、議定書の効果を評価する。

残りの議定書条項には、制度の規定や最終的な規定条項が含まれる:第 20 条(議定書の締約国の会合の役割を果たす締約国会議);第 21 条(補助機関);第 22 条(事務局);第 23 条(モニタリングおよび報告作成);第 26 条(署名);第 27 条(発効)。本議定書の附属書には、金銭的および非金銭的利益の可能なリストが含まれる。

実施の進展状況評価および支援に関する戦略問題

2010 年生物多様性目標に向け手の進展状況および地球規模生物多様性概況(GBO):この項目は、最初、10 月 18 日月曜日の WG II で議論された。GBO 3 に関する決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.1)および条約の実施と戦略計画(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.2 and Rev.1)の議論は 10 月 22 日金曜日に行われ、10 月 25 日月曜日には承認された。同じ議題項目において、生物多様性と貧困根絶に関する決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.5)もレビューされ、10 月 25 日月曜日に採択された。閉会プレナリーにおいて、参加者は、「資金資源により」とする表現を囲んでいた括弧の除去を承認した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

議論は資金源問題が中心となり、一部の先進国は、利用可能な資源に基づき、優先順位を決定すべきだと指摘したが、途上国は、資金資源への配慮から、CBD 実施に向け必要とされるステップが制限されるべきではないと警告した。GBO に関する決定書草案について、メキシコ、ブラジル、エクアドル、インド、マレーシアは、CBD との全面的なシナジーを達成すべく、生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム(IPBES)と連携するとの条項を組み入れることを支持した。

最終決定書:条約の実施および戦略計画に関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.24)において、COP は、戦略計画ならびに資源動員の戦略と合わせ CBD の目的を実施するための締約国の能力強化に対する支援を増額する必要があると強調する、この戦略には、地域および小地域の協力および生物多様性の主流化と戦略計画の実施を推進する効果的な制度として、国家生物多様性戦略および行動計画(NBSAPs)を更新することも含める。COP は財政支援を呼びかけるとともに、締約国に対し、次のことを行うよう求める: CBD、戦略計画および生物多様性目標の全面的な実施において ILCs および全ての利害関係者の全面的および効果的な参加を全てのレベルで推進するメカニズムの設置を求める; NBSAPs の更新過程においては、全ての生物多様性関連条約の NFPs を含める。さらに COP は、事務局に対し、次の要請を行う: 資金の利用可能性により、また締約国ならびに国際機関と協力し、NBSAPs 更新および生物多様性の主流化に関するワークショップを含めたキャパシティビルディングイニシアティブに対する国家支援を推進する; 2010 年生物多様性目標が達成されなかった主な理由について、さらに詳細な分析を行う; 関連部門および部門横断の政策、計画、プログラムに生物多様性を組み入れるためのガイダンス作成を続ける; 生物多様性関連条約と協力し、NBSAPs 更新における NFPs の参加を推進する。

貧困根絶戦略への生物多様性統合に関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.16)において、COP は、生物多様性主流化努力の推進を歓迎し、南一南協力に関する MYPOW 作成に向けた途上国のイニシアティブを歓迎し、先進締約国、政府、寄贈者、GEF に対し、貧困根絶および開発プロセスの中に生物多様性を主流のものとして組み入れるための資金援助、技術支援を行うよう求める。COP は、キャパシティビルディングの暫定枠組み案、および持続可能な発展と貧困根絶のための生物多様性および生態系サービスの主流化に関する草案が WGRI 3 に送られたことに鑑み、貧困根絶のための生物多様性に関する専門家グループ設立を決定し、その検討事項(terms of reference: ToRs)を決定書に付し、事務局に対し、次の要請を行う: 専門家グループの会合を開催し; 会議用の文書を作成し; その成果を踏まえて、決定書に記載される関連活動を継続し改善する。

GBO 3 に関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.9)において、COP は、GBO 3 が次のように結論づけたと指摘する: 2010 年生物多様性目標は完全には達成されていない; この点、資金的技術的資源と能力の限界が障壁となった; 大半の未来シナリオは、高い絶滅レベルの継続および生息地喪失を予想する; 重要な地域、生物種、生態系サービスに注目する焦点を絞った政策であれば、生物多様性の危機に対応する大きな機会が存在する。その上で、次の点を指摘する、生物多様性の損失軽減戦略は、複次的なレベルでの行動を必要とする; 劣化した生態系の回復に重点を置く必要がある。COP は、urges 締約国に対し、COP 決定書を実施するため早急に行動をとるよう求め、生物多様性の継続的な損失を抑えるため GBO 3 が明らかにした行動をとるよう求め、事務局に対し次の行動をとるよう要請する: 関連組織と協力し、GBO-3 の結論から、ポスト 2010 年目標の評価を進める; GBO 3 の作品のレビューを委託する;



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

GBO 3 のため、コミュニケーション戦略のさらなる発展を図る;GBO 3 の普及を推進し、ワークショップを開催する;
IPBES と連携し、両プロセス間の完全なシナジーを図る。

改定戦略計画、生物多様性目標、指標:この問題は最初、10月18日月曜日のWG IIで議論され、その後は、Asghar Fazel(イラン)と Finn Katerås(ノルウェー)が共同議長を務めるコンタクトグループで議論された。10月25日月曜日、WG II は国連生物多様性の10年に関する決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.10)、および成果本位の目標とゴールに関する決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.15)を採択した。

改定戦略計画に関する議論は、使命および目標ヘッドラインが中心となったが、まだ括弧書きが含まれた。当初は、使命に関し2つのオプションが示された:ニュージーランド、アイスランド、タイは、生物多様性損失の停止に向け行動をとり、2020年までに生物多様性への圧力を軽減し、生態系と生態系サービスの回復を図るとの最初のオプションを支持した。アフリカン・グループは、十分な資金が利用可能となるなら、2020年までに生物多様性の損失を止める行動をとるとの第2のオプションを支持した。ノルウェーとCBD連合は、2020年までに生物多様性の損失を止めるのが使命であると述べた。欧州連合(EU)は、戦略計画は条約間の国際的なガバナンスを強化できる効果的で柔軟な枠組みだと述べた。途上国数カ国は、改定戦略計画と資源動員戦略との関係を強調し、戦略計画実施のため、十分な資金源を動員するよう求めた。参加者は、承認グループが作成した第3の妥協案について議論した、この提案では、機能的かつ回復力のある生態系を確保するため、生物多様性の損失を止める行動をとるとする。参加者は、科学、貧困撲滅、効果的な政策措置、生物多様性の主流化への言及で合意したが、資金源への言及は括弧が残されたままであった。参加者は、生物多様性の損失による社会的、経済的な負の影響を最小限に抑制することなど、意見対立のあった言及を特定した。

コンタクトグループは次の項目について議論した:戦略計画の実施;モニタリング、レビュー、評価;使命と目標ヘッドライン。支援メカニズムに関し、途上国は、資源動員戦略に関する表現および、戦略計画実施のための新しい追加的な資源を適切かつ予測可能な形でタイムリーに提供すると表現を提案したが、一部の先進国は反対した。決定書草案に関し、参加者は、次のことをおこなうかどうか議論した:GEFに対し、戦略計画にあわせた適格な締約国のNBSAPs改定にあたり、迅速な支援を提供するよう要請するまたは求める;ILCsおよびUNDRIPへの言及を含める;事務局に対し、技術的な合理性と目標のための里程碑の提案の開発を進め、SBSTTAおよびWGRI4での検討に付すよう要請する;戦略計画とIPBESおよびミレニアム開発目標との連携を図る。

生物多様性の価値に関する目標を国内ならびに地方の発展及び貧困削減の戦略ならびに計画プロセスに統合する件に関し、一部の先進国は、生物多様性の価値の「各国国内アカウント」への統合を支持した。多数の途上国は、そのような言及には慎重であり、最終的には、「国内算定そして/または報告システム」という表現で合意した。

インセンティブに関する目標に関し、すべての国がプラスのインセンティブへの言及で合意した。途上国ならびに多数の先進国が、助成金排除について、強力な表現を希望したが、一部の先進国は、反対意見を述べた。最終的に、遅くとも2020年までに助成金を含めたインセンティブで生物多様性に有害なものを排除する、段階的に解消する、または改革することで合意した。国際的な義務との一貫性の表現について、参加者は、CBD22条(他の条約との関係)、



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

ならびに他の関連する国際的な義務との一貫性に関する2つのオプションを議論した。参加者は、「条約その他の関連する国際的な義務と調和し、一貫性をもたせる」との表現で最終的に合意した。

生態系サービスを提供する生態系のセーフガード目標に関し、大半の参加者は、水に関する特別な言及が保持される限り、各国の国内法に則り、生態系サービスへの公平なアクセスとの表現を削除することで合意した。

10月27日水曜日以降、WG II は決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.26)について議論を開始し、実施のための適切な資金源に関する条項に残された括弧書きについて検討した。EU は、資金問題に関する議論を待ち、括弧を残すよう要請し、スイスもこれを支持した。アフリカン・グループ、中国、その他途上国数か国は、括弧を取り除くよう求め、メキシコとブラジルは、提案されている表現がこれまでの COP 決定書と同じであると指摘した。リベリアは、資金に関する合意がなければ、戦略計画の議論をする必要はないと述べた。南アフリカとメキシコは、戦略計画に関する議論では、資源動員や資金源に関する情報を提供すべきであり、逆ではないと強調した。EU は、利用可能な資源レベルにより戦略計画の優先度を決定すべきであり、この条項は保留で残されるべきだと指摘した。最終的に、参加者は、GEF への言及を削除し、このパラグラフの括弧書きを残すことで合意した。EU は、GEF に対し、適格な国家による戦略計画の実施が可能になるよう、適切かつ予測可能な財政支援をタイムリーに提供するよう要請する、追加条項を提案し、参加者もこれに同意した。生物多様性に関する国際先住民フォーラム(IIFB)は、締約国に対し、戦略計画の実施においては、UNDRIP に留意するよう求め、パラグアイとガボンもこれを支持した、ニュージーランドは、「適切かつ各国の国内法に則り」と付け加え、参加者もこれに同意した。

その後、参加者は、改定戦略計画の付属書について議論した。カナダは、戦略計画が「柔軟な」枠組を構成すると規定するよう提案し、ブラジルもこれを支持した。使命に関し、EU は、オーストラリア、太平洋諸島、スイス、ノルウェーとともに、生物多様性の損失を「2020年までに停止する」とのオプションを支持する強力な政治的メッセージを求めた。ブラジル、中国、アフリカン・グループ、エクアドル、インド、その他は、2020年までに生物多様性の損失「停止を志向する」とのオプションを支持した。マレーシアとメキシコは、後者を支持する一方、期限を含めることなく「停止」を検討することの柔軟性を指摘した。

ブラジルは、2020年までに、森林を含めるすべての自然生息地の喪失率を少なくとも半減させ、実施可能な場合には、ゼロに近づけ、劣化および細分化を大きく削減するとの妥協的表現を提案し、アフリカン・グループとスイスもこれを支持した。EU は、森林を強調する必要があると強調したが、太平洋諸島、マレーシア、コロンビア、南アフリカは反対した。

TK の目標に関し、IIFB は、2020年までに、生物多様性の保全および持続可能な利用に係る ILCs の TK、発明、慣習、ならびに生物資源の伝統的および慣習的利用を尊重し、ILCs が全面的かつ有効に参加する CBD の実施に完全に統合するよう提案した。ニュージーランド、カナダ、EU、ノルウェー、メキシコ、マレーシア、日本、フィリピン、エクアドルは、この提案を支持した。インドは、TK を「*sui generis* その他のシステム」により保護されるとの表現を要請し、グアテマラおよびアフリカン・グループもこれを支持したが、結局、参加者は、各国国内法および関連する国際的な義務に言及することで、合意した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

戦略計画実施を目的とする資金源を扱う目標に関し、ブラジルは、遅くとも2020年までに、現在の資金源レベルを、総合的かつ合意されたプロセスですべての資金源において、引き上げるべきであり、少なくとも米ドル2千億ドルに達すべきだとする新しい提案を提起し、多数の途上国がこれを支持した。またノルウェーは、2020年までに、少なくとも資源動員戦略に設定される目標に則り、資源(資金、人的資源、技術)を増加するとの新しい提案を提起した。EU は、CBD の効果的な実施およびその戦略計画の効果的な実施のため、総合的な合意プロセスを通し、かつ合意されたベースラインと比較し、すべての提供先からの資源を大幅に増加するよう求める別な表現を提案し、カナダもこれを支持した。オーストラリアは、事前に資金的ニーズを分析するよう要請した。

10月29日金曜日、最後のWG II 会合および閉会プレナリーにおいて、戦略計画コンタクトグループの共同議長 Katerås は、非公式協議で作成された妥協案パッケージを提出した。このパッケージは、国内および地域の目標作成に関する本文に、資源動員戦略を通じた資源の提供に関する表現を加える。さらにこの妥協案パッケージでは、使命に関する冒頭の文書に、2020年への言及を入れることで最終決着にした。この表現は次のとおり、「生物多様性損失を止めるため、効果的な行動をとり、2020年までに、生態系の resilient を確保し、引き続き基本的なサービスを提供できるようにする。これにより、この惑星の多様な生命を確保し、人類の福利および貧困根絶に貢献する。」保留されている目標に関し、参加者は、次の項目への言及で合意した: 自然の生息地の喪失率目標の設定; 陸地および内陸水系では 17%、沿岸地帯と海域では 10%を Pas として指定する; 生態系回復目標における水に関するサービス。ABS ならびに資金源動員に関する目標も最終決定され、パッケージに含まれることとなった。最後に、参加者は、戦略計画の実施を支援するべく、新たなかつ追加的な資金を適切で予測可能、しかもタイムリーに提供することを目的とする、資源動員戦略ならびにその更なる発展プロセスへの言及も含めた。参加者は、妥協パッケージを承認した。参加者はノルウェーの要請を受け、2020年までではなく、2015年までに名古屋 ABS 議定書が確実に発効することを期待することで合意した。参加者は、この目標を愛知目標と呼ぶことで合意した。閉会プレナリーは、改定された戦略計画を改定どおり採択した。

最終決定書: 成果重視の目標およびゴールに関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.4)において、COP は次の点で合意する: 選択目標に向けての進捗状況をモニタリングする世界的なヘッドライン指標の利用を目指す; これらの指標を追加的な指標で補う; 他の MEAs で作成された指標に留意し、既存の指標を補う特定の指標または計測方法を開発する。COP は、事務局に対し、戦略計画の指標に関するアドホック技術専門家グループの会議を開催し、次のことを行う: 指標の更なる開発および世界的な指標と国内指標との結びつき強化に関し、助言を与える; 締約国による国内指標作成努力および関連する生物多様性モニタリングおよび報告システムを作成する努力を支援するため、新たなメカニズム設置を提案し、さらなるガイダンスを開発する。

国連生物多様性の10年に関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.20)において、COP は、国連総会に対し、2011-2020年を国連生物多様性の10年と宣言することを検討するよう求め、事務局に対し、生物多様性関連条約と協力し、条約および2011-2020年戦略計画の実施を支援するこの10年に全面的に参加するよう推奨することを要請する。

改定戦略計画二に関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.44)において、COP は附属する改定戦略計画を採択し、各国政府に対し次のことを行うよう求める: 戦略計画を柔軟な枠組みとして利用し、各国の優先策および能力に応じて、特



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

に国内および地域の目標をたてて、その実施を図る、その場合、世界的な目標と各国の生物多様性の動向、資源動員戦略により提供される資源に配慮するものとする;戦略計画に合わせて NBSAPs をレビューし、更新し、それを、生物多様性目標を各国の発展および貧困削減戦略、そして適切な場合、各国のアカウントに組み込む、さらには国家レベルで生物多様性を本流に据えるための有効な手段として活用する。さらに同決定書は、締約国ならびに資金供与者に対し、途上国、特に LDCs、SIDS、ならびに最も環境面が脆弱な諸国、そして経済移行国が戦略計画を全面的に実施できるよう、適切で予測可能な財政支援を、タイムリーに提供するように求める;GEF に対し、適格な諸国の戦略計画実施を可能にするため、適切かつ予測可能な財政支援をタイムリーに提供するように求める。さらに同決定書は、締約国が条約および戦略計画での約束を達成できるよう、追加的なメカニズムが必要かどうか、そしてその開発の可能性を、COP 11 で検討すると決定する。最後に、COP は事務局に対し、次のことを要請する:

- 戦略計画実施のための能力を向上させる活動を推進し、これを容易にする、この中には、NBSAPs の更新、生物多様性および資源動員の本流化に関するワークショップによる活動も含める。
- 第 5 回国別報告書、ヘッドライン世界指標の利用、その他の関連情報に基づき、GBO 4 の準備のため、計画を作成し、COP 11 の前の SBSTTA での検討にかける;
- 生態系および生物多様性の経済学(TEEB)の研究に基づき、生態系サービスに関係する経済的側面のさらなる発展を図り、生物多様性および生態系サービスの経済的な側面を統合する実施ツールを開発する;
- 各国による TEEB の研究結果活用を支援し、関連する国内および地方の政策、プログラム、計画プロセスに生物多様性の価値を組み入れる作業についてもこれを支援する。

附属書には 2011-2020 年の戦略計画「自然と調和して生きる」が含まれる、この計画は次の項目で構成される:合理的な理由;ビジョン;使命、戦略目標およびヘッドライン目標;実施、モニタリング、レビュー、評価;支援メカニズム。戦略計画のビジョンする世界は「自然と調和して生きる」世界であり、「2050 年までに、生物多様性を高く評価し、保全し、回復し、賢く使い、生態系サービスを保持し、健全な惑星を持続し、全ての人に欠かせない利益をもたらす」世界である。

使命としては次のものを設定する:生物多様性の損失を止めるため、緊急に効果のある行動を行い、2020 年までに生態系が基本的サービスを引き続き提供できるだけの強靱性を持つようにし、それにより惑星の生命の多様性を確保し、人間の福利ならびに貧困根絶に貢献する。このため、生物多様性に対する圧力を削減し、生態系の回復を図り、生物資源を持続的に利用し、その利益を公平かつ平等な形で共有し、適切な資金を供与し、能力を向上し、生物多様性問題ならびにその価値を政策の本流に据え、適切な政策を効果的に実施し、健全な科学および予防的手法に基づき意思決定を行う。

戦略計画には 20 件のヘッドライン目標が含まれ、5 つの戦略目標に基づき、整理される。

次の目標は 2015 年を期限とする。このため:

- サンゴ礁その他、気候変動または海洋の酸性化の影響を受けやすい脆弱な生態系に対する人為的な圧力を最小限に抑え、それによりこれら生態系の健全性と機能を保持する。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

- ABS に関する名古屋議定書を発効させ、施行し、各国の国内法との整合性を図る
- 各締約国は、NBSAP を作成し、政策手法として採択し、効果的および高い参加性を持って、最新のものとし、施行を開始する

次のヘッドライン目標は 2020 年を期限とする:

- 人々は生物多様性の価値を認識し、これを保全し、持続可能な形で利用できるような手段をとる。
- 生物多様性の価値を各国のおよび地方の発展戦略および貧困削減戦略に統合し、適切な場合は国内算定システムおよび報告システムにも含める。
- 補助金など生物多様性に害をなすインセンティブを排除して、ネガティブな影響を最小限に抑制する。または回避する、さらに生物多様性の保全および持続可能な利用に対するポジティブなインセンティブは、条約および他の関連する国際的な義務と調整して、これを作成し、適用する。
- 政府、ビジネス、利害関係者は、全てのレベルにおいて、持続可能な生産および消費のための計画を達成すべく方策をとり、実施し、自然資源の利用については、その影響を生態系の安全な限界内に収めておく。
- 森林を含めた全ての自然の生息地の喪失率を少なくとも半減し、可能な場合はゼロに近くし、劣化および細分化も顕著に削減する。
- 魚類および水生植物は、持続可能な形で管理し、収穫し、生態系ベースの法的措置をとりこれを適用し、それにより、乱獲を回避し、全ての絶滅危惧種について再生のための計画および措置をとり、漁業は絶滅危惧種および脆弱な生態系に大きな悪影響を与えないものとし、漁業が生物種の個体数、生物種自体および生態系に与える影響は、安全な生態系限度を十分下回るものとする。
- 農業、養殖漁業、林業を行う区域は、これを持続的に管理し、生物多様性の保全を図る。
- 富栄養化を含めた汚染は、生態系の機能および生物多様性に害を与えないレベルに抑える。
- 侵略的外来種(IAS)およびその経路を明らかにし、優先度をつける、優先的に対応すべき生物種はこれを抑制し、撲滅し、侵入経路を管理する方策を実施し、その導入および定住化を阻止する。
- 陸上および内陸水系区域の少なくとも 17%、沿岸地帯および海域の 10% など、特に生物多様性および生態系サービスにとり重要な区域は、効果的かつ公平な形で管理し、生態系を代表し、十分接続する PA システムおよび効果的な区域ベースの保全策でこれを保全し、広範な陸地景観および海洋景観に統合する。
- 既知の絶滅危惧種の絶滅を防止し、その保全状況、特に個体数が減少している危惧種の保全状況を改善し、保持する。
- 耕作植物種および牧畜ならびに飼育される動物種の遺伝多様性、これら生物種の野生種およびその中でも社会経済的および文化的価値の高い生物種の遺伝多様性は、これを保持し、遺伝喪失作用の抑制および遺伝多様性の保護を目的とする戦略を策定し、これを実施する。
- 水に関係するサービスなど重要なサービスを提供する生態系、健康や生活、福利に貢献する生物種は、女性や先住民、地方社会、貧困者、脆弱なものに配慮した上で、これを回復し、保護する。
- 生態系の耐性と炭素貯留量に対する生物多様性の貢献は、保全および再生活動により向上させるものとする、この活動には、劣化した生態系の少なくとも 15% を回復し、これにより気候変動の緩和と適応に貢献し、砂漠化を防止する;



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

- 生物多様性の保全および持続可能な利用に係る ILCs の TK、発明、慣習は、これを尊重する、ただし国内法および関連する国際的義務を条件とする、さらに ILCs が全てのレベルで全面的および効果的に参加する形での条約の実施に、これを全面的に取り入れ、反映させるものとする
- 生物多様性、その価値、機能、状況、動向の知識、基本的科学、技術、さらには損失の場合の結果に関し、これを改善し、広範に共有し、移転し、適用する
- 資源動員戦略における包括的かつ合意されたプロセスに則り、2011-2020 年の戦略計画を効果的に実施するため資金提供者から動員される資金を、現在のレベルから大幅に増加すべきである。この目標は、締約国が開発し、報告する資源のニーズの評価により変更される。

戦略計画には次の記述を含める：資源動員戦略、これには提供される具体的なイニシアティブ、開発される目標／指標、革新的なメカニズム開発のプロセスを含めるが、この戦略は、CBD 第 20 条(資金源)の効果的な実施を行うためのロードマップを提供し、これにより、戦略計画の実施を支援するため、新しい、追加的な資金資源を適切で予測可能、かつタイムリーに提供する。

運用および MYPOW:MYPOW:この項目は 10 月 19 日火曜日および 10 月 22 日金曜日の WG II で議論された。10 月 25 日月曜日の WG II で決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.4)が採択されたが、SBSTTA 会合の周期およびリオ条約間の合同作業計画の可能性に関する保留文章は、並行して行われる交渉待ちである。

議論の焦点は条約の運用とその MYPOW であり、これには次の項目が含まれた：COP 11 と 12 の両方で扱われる問題、COP および SBSTTA の会合の周期。ボスニア・ヘルツェゴビナとブラジルは、2014 年以降、3 年おきの COP 開催を支持したが、メキシコ、グレナダ、セントルシア、タイは、2 年ごとの会議開催を支持した。カナダ、日本、マレーシア、EU は、2014 年より後の COP 会合の周期について COP 11 で検討することを提案したが、ブラジルとアフリカン・グループは、COP 12 でのレビューを支持した。参加者は、結局、この問題を検討中とし、COP 11 で決定することで合意した。

SBSTTA 会合の周期に関し、グレナダ、セントルシア、タイは、各会合間隙中、SBSTTA 会合を 2 回開催することを支持した。資金問題での合意に続き、閉会プレナリーでは、2 回の SBSTTA 会合開催で合意した。閉会プレナリーは、合同作業計画の可能性に向け準備するとの記述に変えて、可能な合同活動を準備するとの記述とし、決定書を採択した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.8)は、COP 11 および 12 で取り上げる議題を決定する、この議題には、戦略計画(2011-2020 年)の実施、資源動員戦略、締約国、特に途上国による条約および戦略計画実施に向けた支援の提供に関する進捗状況のレビューが含まれる。また、ABS 議定書のステータスおよび実施のレビューも含まれる。

会議の周期に関し、COP は、COP 会議の周期については検討を続け、COP 11 で定めると決定し、SBSTTA の会合は COP 12 までの会合間隙ごとに 2 回開催すると決定する。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

また決定書は、WGRI 4 がリオ+20 サミットに提示するメッセージを作成し、2020 年の COP 会合で、条約およびその戦略計画の実施に関するレビューを行うと規定する。

第5回国別報告書:この項目は 10 月 19 日火曜日と 10 月 22 日金曜日、WG II で議論された。10 月 25 日月曜日、改定された決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.3/Rev.1)が採択された。議論の焦点は、資金メカニズムによる資金提供、報告書の作成、報告様式の調整、報告に関する総合アプローチであった。

可能な限り早期に第 5 回国別報告書の作成を開始するよう締約国に要請する件で、一部途上国締約国は、報告作成に向けタイムリーに資金を得るのは難しいと指摘した。キューバとアフリカン・グループは、GEF に対し、報告書作成のための資金提供に関する明確なマンデートを指摘するよう提案した。

報告様式に関し、EU は、傾向を測定できるよう、第 5 回報告書と第 6 回報告書の様式を同調させることを支持し、第 5 回国別報告書に関する追加ガイドラインを COP 11 で補足する可能性を提案した。オーストラリアとサモアは、調和され統合された手法を求め、ニュージーランドと共に、最初は共通の様式を利用するとし、その後、適切な場合は、叙述的な様式を利用することを提案した。カナダは、共通様式の利用に懸念を表明し、柔軟性が必要だと強調した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.10)において、COP は、第 5 回国別報告書のガイドラインを採択し、COP 11 での追加ガイドラインで補足される可能性があるとして指摘する。さらに COP は、全ての締約国に対し、2014 年 3 月 14 日までに第 5 回国別報告書を提出するよう要請する;締切日に間に合わせるのが困難と見られる締約国は、できる限り早期に報告書の作成を始める;GEF に対し、第 5 回国別報告書およびそれ以後の国別報告書の作成に向け適切な財政支援をタイムリーに提供するよう要請し、同時に資金を早期にかつ速やかに配分するよう確保する。また COP は、第 5 回国別報告書には特に次のものを含めるべきと決定する:戦略計画の実施、条約の各国による実施の全体評価、直面した障害、実施により学べた教訓、成功例に焦点を当てる。最後に、COP は、第 5 回国別報告書では適切な場合、提案されているツールの利用と合わせ、叙述的な様式を用いると決定し、第 5 回および第 6 回の国別報告書の様式は 2020 年目標に向けた進展状況を長期にわたり追跡できるよう、一貫性のあるものすべきであると決定する。

第 5 回国別報告書に関するガイドラインでは次の項目を扱う:生物多様性の最新の状況;NBSAPs;2020 年生物多様性目標に向けての進捗状況、およびミレニウム開発目標中、関連性のある目標に対する貢献。

IPBES:この項目は、10 月 19 日火曜日、WG II で議論された。10 月 26 日火曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.6)が採択された。

議論の焦点は、IPBES の設立、その特性と CBD とのシナジーの可能性であった。参加者は、国連総会に対し、実現可能な限り早急に IPBES を設立するよう推奨することで合意した。ノルウェーは、CBD による IPBES 活用方法について SBSTTA 議長団とともに検討し、SBSTTA と COP に報告するよう事務局に要請することを提案し、参加者もこれに同意した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.25)において、COP は次のことを行う:韓国釜山で開催された IPBES に関する第3回利害関係者協議の成果、および IPBES を速い機会に設置すべきとの結論を歓迎する;IPBES は条約のニーズに対応し、SBSTTA を強化するものにする必要があると強調する; CBD 事務局に対し、IPBES のアレンジが決定された後、条約がこのプラットフォームをどう活用するか、その方法を検討するよう要請する。

SBSTTA の効果:WG II は、10月19日火曜日に初めてこの問題を取り上げ、10月27日水曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.25)を承認した。議論の中では、IPBES など他のイニシアティブとのシナジー、SBSTTA の作業に対する指針の提供などが取り上げられた。

アフリカン・グループとニュージーランドは、SBSTTA と IPBES 間の手法に関する草案の COP 11 提出を事務局に要請することに対し、支持を表明した。メキシコは、IPBES を CBD のニーズに対応するものとし、それにより SBSTTA の以前の決議に基づく強化を図るよう提案し、参加者もこれに同意した。ノルウェーは、リオ条約の科学的助言を扱う組織との合同会議を支持したが、インドは異なるマנדートに対する懸念を表明した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.27)において、COP は、IPBES は条約のニーズに対応でき、SBSTTA を強化すると指摘し、次のことを要請する:SBSTTA は、COP の権限の下、その指針に従い、戦略計画および MYPOW の科学的、技術的側面に関する作業に焦点を当てる;事務局は、SBSTTA NFPs のための指針参照資料、最新の手法(これには新しく発生する問題の手順も含める)を作成し、CHM を通して提供する。

決定書の取り下げ:WG II は、10月19日火曜日、この問題を初めて議論し、10月25日月曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.8)を採択した。)

ブラジルは、決定書 IX/29(条約の運用)の paragraph 16 について、事務局に対し CBD ウェブサイトに関する全ての決定の全文を保管するよう要請する表現の記載を提案し、他方、取り下げられた要素も明示することを提案した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.37)において、COP は、附属書に記載する第5回会合および第6回会合で採択された決定書および決定書の要素の取り下げを決定し、事務局に対し、事務局のウェブサイトにて全ての決定書の全文を掲載し続けるとともに、撤回された決定書および決定書の要素も記載するよう要請する。

新しく発生する問題:WG II は、10月19日火曜日に初めてこの問題について議論し、10月25日月曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.7)を採択した、ただし締約国に対し SBSTTA での審議のため、合成生物学およびジオエンジニアリング的措置に関する情報の提出を求める paragraph については、並行して行われる議論を待ち、10月26日火曜日に採択された。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.26)において、COP は、いかなる新しく発生する問題も追加しないと決定する。COP は、海洋酸性化の問題、北極圏の生物多様性、海洋の騒音、地表オゾンが新しく発生する問題として検討されるべきとの基準を満たしていると認識し、SBSTTA に対し、特に次のことを要請する:海洋の酸性化が海洋および沿岸地帯生物多様性作業計画における海洋の生物多様性や生息地に与える影響を考慮する;締約国および各組



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

織に対し、合成生物学およびジオエンジニアリング的措置に関する情報の提出を求めるとともに、合成生命、細胞、遺伝子の環境への屋外放出に対する予防的措置をとるよう求める。

資源動員戦略: WG II は、10月19日火曜日にこの問題を初めて議論した。その後この問題は、10月20-28日にかけて、M.F. Farooqui (インド) と Robert Lamb (スイス) を共同議長とする資金問題に関するコンタクトグループ、ならびに資源動員戦略の指標および目標の問題を議論するべく会合した Kevin Love (オーストラリア) を進行役とする議長の友グループで議論された。その後、この提案は、コンタクトグループに提示された。10月28日、WG II は、2つの決定書草案について議論した: 一つは、戦略活動、指標、目標に関する決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.29)、網一つは、革新的な資金メカニズムのための政策オプションに関する決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.30) である、しかし、合意には至らなかった。閉会プレナリーでは、戦略活動、指標、目標に関する決定書が議論され、保留されてきた問題の文章について合意した。具体的な活動に関する決定書草案は、プレナリーで承認された。閉会プレナリーでは、革新的資金メカニズムに関する決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.46) を採択しないことで合意した。

議論の焦点は、資源動員戦略の目標および指標の開発、ならびに生態系サービスを支援するツールとしての革新的資金メカニズムおよび条約の実施に対する追加資金に関する政策オプションであった。

戦略における目標: 多数の途上国が、モニタリングメカニズムのある資源動員戦略を支持し、ブラジルは、数量目標および指標の必要性を強調した。EU は、戦略計画の野心レベル、適切な能力、全ての締約国による約束とのバランスを確保すべきであると、多数の先進国と共に、資金的なニーズに関する正確な情報を得るためのベースラインおよび評価が必要であると強調した。EU は、目標に関する合意をえることの困難さを指摘し、目標採択に向けたロードマップを提案し、非公式協議において調整することを提案した。目標に関する条項には2つのオプションがある、「目標を COP 11 で採択する」オプションと、「COP が目標をの定義を行い、COP 11 での審議にかける」オプションである。閉会プレナリーで、締約国は、最初のオプションに同意した。

指標およびその他の問題: 閉会プレナリーで、ボリビアは、次の語句の導入を要請した: 「革新的なメカニズムに関し、関連する組織ならびに気候変動と母なる大地の権利に関する世界人民会議などのイニシアティブに対し、新しく追加的な資金源発生の可能性ならびに社会経済的問題を含め、それぞれの意見を提出する。」参加者は結局、この語句を含めることで合意した。ABS 議定書ならびに自然の本質的な価値への言及という保留されてきた文章についても合意した。

革新的な資金メカニズム: 多数の途上国が革新的な資金メカニズムに慎重な姿勢を示した。ボリビアは、これらは CBD の資金メカニズムを補足すべきだと要請し、グリーン開発メカニズムへの言及に反対し、先進国の公的資金が必要だと強調し、自然の商品化に慎重な姿勢を示した。ボリビアは、エクアドルその他の途上国とともに、文書全体の改定を提案した、この中には次の項目への言及が含まれた。自然の権利確保、人権の全面的な尊重、「生物多様性に関する正味の利益」、一つの国での改善が他の国の状況悪化で補われることを許さない、生物多様性の商品化に慎重である。多数の先進国が、商品化への言及に反対し、参加者は、生物多様性の本質的価値への言及に代えること



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

で合意した。またボリビアは、TEEB への言及削除を要請したが、多数の先進国が反対した。閉会プレナリーで、参加者は決定書草案の撤回で合意した。

最終決定書: 決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.45) には、2 つのセクションが含まれる: 計測可能な目標そして/または指標を含める具体的な活動およびイニシアティブ、そして資源動員のための条約の戦略実施のレビュー (目標、1, 3, 4 および目標 6, 8) である。

COP は、特に次の点を指摘する: 新たなかつ革新的な資金メカニズムは全て補足的であり、CBD の資金メカニズムに代わるものではないと強調する; 国家による戦略実施には、資源動員に関する国別戦略設計を含めるべきであり、これには主要な利害関係者が参画すべきと再度明言する; GEF に対し、NBSAPs 更新に対し適切な財政支援をタイムリーに提供するように要請する、これには、国別の資源動員戦略の策定が含まれる可能性がある。

COP は、資源動員戦略実施に関し、この戦略の使命および 8 つの目標に基づき、この実施をモニタリングするため、指標を採用する、特に次の点に注目する: 公的開発援助、国内予算、公的部門および NGOs を含めた分類から得られる総合的な資金の流れ; 生物多様性の価値を評価し、資金的なニーズを明らかにし、生物多様性に関する国内の資金計画を明らかにした諸国; GEF を通して提供される資金; 国際的な金融機関の数; OECD 開発援助委員会に報告する資金およびプログラム。

COP は、CBD の効果的な実施とその戦略計画とのバランスを図り、革新的な資金メカニズムを含め、全ての資源提供者から提供される資源 (資金、人的資源、技術) を、確立されたベースラインより大幅に増加させると約束し、特に次の点を行う:

- 各国政府、ならびに気候変動と母なる大地の権利に関する世界の人々の会議などのイニシアティブに対し、新しい追加的な資金源を生み出す可能性、ならびに革新的な資金メカニズムに関する社会経済問題で、3 つの CBD 目的の達成を損なう可能性があるものも含め、革新的な資金メカニズムに関するそれぞれの意見および情報を提出するように求める;
- ベースラインが明確にされ、効果的な報告枠組みが採択されることを条件に、COP 11 で目標を採択すると決定する;
- 目標の策定に関しては、次の項目などを考慮する; 2020 年までのパートナー諸国に対する毎年の国際的資金の流れを増額し、全ての締約国は、適切な資金の提供を受け、2015 年までに、資金的なニーズや、ギャップ、優先策を報告し、生物多様性ならびにその構成要素の本質的な価値、生態系や遺伝、社会、経済、その他の価値を評価し、そして/または価値判断を行う。
- 資金提供締約国に対し、資源動員戦略の戦略目標達成に向けた具体的な活動およびイニシアティブを実現するため、適切な財政支援をタイムリーに提供するように求める。

科学的、技術的協力および CHM: WG II は 10 月 20 日水曜日、この問題について初めて議論し、10 月 25 日月曜日、草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.14) を採択した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

ブラジルは、NBSAPs の実施を推進する質の高い情報を強調した。ブラジル、インド、フィリピン、マレーシアは、各国の CHMs を実施し、保持するにはさらなる財政支援が必要だと強調した。EU は、締約国に対し、各国の実施努力を高めるよう求めた。

最終決定書: 決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.5) において、COP は、2011-2020 年の期間におけるクリアリングハウスメカニズムの使命、目標、目的を採択する。これらは決定書の附属書となる; 事務局および GEF に対し、戦略計画の実施ならびに NBSAPs 実施の重要な要素として、CHM に対する資金アクセスを容易にするよう要請する。

技術移転および技術協力: この問題は 10 月 20 日水曜日、WG II で最初に議論され、10 月 25 日月曜日、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.9) が採択された。生物多様性技術イニシアティブ (BTI) に関し、EU は、CBD 事務局ではなく、技術移転に関して既に作業を行っている組織が提案されている BTI の主催者となるべきだとし、BTI の統治に関する詳細をさらに煮詰める必要があると述べた。アフリカン・グループは、事務局が BTI のホストとなることを希望し、コロンビア、インド、フィリピン、シンガポール、ハイチ、ヨルダンの支持を受け、BTI は拘束力のあるものにするべきだと強調したが、スイスと日本はこれに反対した。ブラジルは、CBD の下での拘束力のある BTI は、情報や技術へのアクセスに関するアンバランスを正すために必要だと主張した。カナダは、その ToRs に更なる検討を加え、後日審議することを提案した。

最終決定書: 決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.3) において、COP は、BTI は将来次のことを行う必要があることを強調する: CBD の実施ならびに技術移転作業計画の実施に対し支援を提供する; 需要側主導で、技術のニーズを明確に定義づけし、これに基づくものにする; 適切な資金を調達し、新しい追加的な資金の引き出しに貢献する。また COP は、事務局に対し、CBD 関連技術の移転を支援し、推進し、促進する上での、現行活動のギャップを明らかにし、技術的なニーズ評価を分析して COP 11 での審議にかけるよう要請する。

植物保全のための世界戦略 (GSPC): この項目は 10 月 21 日木曜日の WG II で最初に取り上げられた。決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.18) については 10 月 25 日月曜日に議論された。

多数の参加者が GSPC と目標の更新を支持し、フィリピンは、関連する戦略計画の目標と対応させるべきだと付け加えた。EU は、植物の多様性保護を各国の国内政策に盛り込む必要があると強調した。メキシコとニュージーランドは、国内および地域の優先政策にも適合させられる柔軟な枠組みだとして、GSPC を歓迎した。フィリピンとシンガポールは、菌類に注目するよう求め、ベニンも花粉媒体にも注目するよう付け加えた。カナダは、GSPC の技術的な合理性について更なる努力を要請した。グアテマラは、先住民の知識とさらなる全体手法との統合を求めた。EU は GSPC の目的に関し、3 つの CBD 目標については、一般的な言及にとどめるよう提案した。マレーシアと他の諸国は、植物の多様性保全と持続可能な利用への言及を希望し、植物の遺伝資源利用から生じる利益の公平かつ平等な配分を希望したが、ブラジルは反対した。

閉会プレナリーで、事務局は、2010 年以降の GSPC 実施に向けた調整および支援をする立場を強化するため、必要な資源が欲しいとの事務局の要請に関する条項を削除すると発表した。参加者は、改定された決定書を採択した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.19)において、COP は次のことを求める:GDPC の総合的な更新で付属書となっているものを採択する、これには、2011-2020 年の成果重視の世界目標も含める、またこれは柔軟な枠組みとみなされるべきであり、この枠組みの中で、各国の優先策に合わせ、国内そして/または地域の目標を作成することができることと強調し、GSPC の実施および 2015 年での目標の状況について、中期レビューを行うことで合意する。同決定書では、締約国および他の政府関係者に対し、適切な場合は、国内目標、および地域目標の更新を行い、資金メカニズムおよび他の資金提供者とともに、GSPC の実施に向けた適切な支援をタイムリーにかつ持続可能な形で提供するよう求める。付属する更新済み GSPC には、ビジョン、使命ステートメント、目的、合理性、一般原則、2011-2020 年の目標および実施に関するセクションを含める。

コミュニケーション、教育、啓発(CEPA)および国際生物多様性年(IYB):この問題は、10月20日水曜日にWGIIで始めて議論され、10月25日月曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.12)が採択された。多数の諸国が、国際生物多様性の10年という提案を支持した。EUは、啓発に関するベースライン確立を提案し、資金調達のためのシナジー促進を求めた。カナダは、CEPAの達成状況を把握するため、指標の利用を求めた。IIFBは、先住民の参画を求め、さらに決定書草案を通して先住民の権利を含めるよう求めた。ペルーは、事務局が全てのIYB活動の評価を行うことを推奨した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.32)において、COPは、締約国に対し、次のことを求める:CEPA活動の更なる改善を図り、ILCsを含める全ての利害関係者が完全かつ効果的に参加するものとする;生物多様性に関する啓発状況に関し、国内、地域内、小地域内での参加に向けた方法論を探るにあたり、指標ならびにガイドラインを用いる;作業計画の優先順位決定を目指し、COP11の前に事務局に報告する。またCOPは、事務局に対し、IYBの結果を評価するよう求める。

協力:他の条約との協力:この議題は10月20日のWGIIで初めて取り上げられ、10月26日火曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.20)が採択された。EUは、次の提案を行った:生物多様性関連条約連携グループのマンデートを改定する;WGRI4に対し、生物多様性関連条約間の調整を強化するプロセスを定めるよう求める。CITESは、戦略計画を全ての生物多様性関連条約に関連性のある有用な枠組とみなすのであれば、生物多様性に関する既存の戦略を考慮に入れ、これら条約を統治する組織の独立性に配慮するよう提案し、ブラジルはこれを支持したが、ノルウェーとEUは反対した。この記述には括弧が残されたが、結局、閉会プレナリーで削除された。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.28)は、COPが特に次の行動をとると記載する:

- 事務局に対し、生物多様性関連条約の執行部との協議を準備するよう要請する。生物多様性関連条約連携グループの効果を高め、締約国のニーズとの関連性、リオ条約間の連携を強める。
- WGRI4に対し、協調、一貫性、国レベルでの戦略を強化するプロセスの形式および内容を定めるよう要請する。
- 生物多様性関連条約が、全てのものに有用な枠組みとして戦略計画を検討すると合意したことを歓迎する。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

ビジネスの参加促進:これは10月20日のWG IIで最初に議論され、10月25日、決定書草案

(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.20)が採択された。カナダは、民間部門による生物多様性保全に関する報告を奨励し、EUは、戦略計画実施支援のパートナーシップや生態系サービスに対する対価の支払いなど、革新的な資金メカニズムを探求した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.18)において、COPは特に次のことを決定する:

- 締約国に対し、民間部門の参加を可能にする環境を整備する、および企業戦略において生物多様性を本流に据えるなどの公共政策を推進するよう求める。

- 民間部門に対し、生物多様性および生態系サービスに対する影響をモニタリングし評価し、Akwé: Kon ガイドラインを念頭にマイナスの影響を最小限に抑制するもしくはこれを回避するプロセスおよび生産方法を開発し、生物多様性の保全および持続可能な利用に関し公的に報告するよう勧める。

都市および地方政府当局:この問題は10月20日水曜日のWG IIで議論され、議長の友グループでも議論された。10月26日火曜日、WG IIは決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.21)を採択した。ブラジルは、国内小地域政府および地方政府の役割を認識するよう提案した。EUは、WGRI 4での計画草案のレビューを提案した。アジア太平洋グループ(Asia-Pacific Group)は、CBDの根幹の活動実施および資金調達における都市の役割を強調した。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.23)において、COPは、国内自治体、都市、他の地方政府による生物多様性行動計画(2011-2020年)を支持する、この計画は、附属書に記載されるもので、使命、目的、活動の提案リスト、パートナーシップおよび調整メカニズム、モニタリングと報告、資金調達が含まれる。またCOPは、事務局に対し、都市化と生物多様性との結びつきと機会について、COP 11での評価に向け準備を進めるよう要請する。

南—南協力:この問題は10月20日水曜日のWG IIで最初に議論され、10月25日月曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.19)が採択された。EUは、提案されている多年度南—南協力行動計画について、WGRI 4でのレビューを提案したが、中国は、COP 10での採択を求めた。ブラジルは、豊かな諸国に対し、南—南協力を阻害しないよう求めた。韓国は、COP 11でのこの計画の採択の可能性に向けたロードマップを議論するため、2011年に専門家会議を主催したいと申し出た。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.40)において、COPは次のことを決定する:

- G-77/中国が採択する、発展のための生物多様性に関する南—南協力行動計画を歓迎する;

- WGRI 4に対し、この計画をさらに発展させ、COP 11での検討にかけるよう要請する;

- COP 11での同計画採択の可能性に向けたロードマップに関し、2011年に専門家会議を開催するとの韓国の申し出を歓迎する。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

ジェンダー問題の主流化:この問題は、10月20日水曜日ならびに10月21日木曜日のWG IIで最初に議論され、10月25日月曜日、決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.11)が採択された。カメルーン、CBD女性部会、タイ、タンザニアは、性別による相違の問題に関する行動計画の実施強化、ならびに性別による相違問題に関するCBDの職員配置を求めた。

最終決定書:決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.17)において、COPは特に、事務局に対し、CBDの作業の全側面において、ジェンダー問題を主流に据えるため、行動計画の全面実施に向けた努力を強化するよう要請し、締約国に対し、性別による相違問題を生物多様性関係活動の実施におけるクロスカッティングイシューとして扱うよう求める。

第4次資金メカニズム:

本項目は10月19日火曜日のWG IIで最初に取り上げられ、その後、10月20-26日にかけてM.F. Farooqui (インド)及びRobert Lamb (スイス)が議長を務める資金問題に関するコンタクトグループで議論された。WG IIは、10月27日(水)に3つの決定書草案[資金メカニズムの指針に関するレビュー (UNEP/CBD/COP/10/CRP.23); GEF第6次資金補充に必要な資金額の評価(UNEP/CBD/COP/10/CRP.24); 及びGEF第4回レビュー向けの準備(UNEP/CBD/COP/10/CRP.25)]を採択。10月29日(金)には、WG IIは追加的指針に関する決定書草案(UNEP/CBD/COP/10/CRP.31)を採択した。

主に議論された内容は、一本化された指針を集めるためのプロセス、実効性評価、NBSAP更新を含めた条約の目的の実施に向けた融資増加の必要性である。資金メカニズムに関する指針のレビューについては、WGRI 3で合意されたテキストを盛り込んだ決定書草案中に提示された複数の指針を一本化する案に多くの締約国が支持を表明した。ボリビアは、今後の計画の優先順位策定に関する情報、意見の提出を締約国及びILCを含む関連する利害関係者に求めることを提案し、締約国の合意を得た。

資金メカニズムの実効性に関する第4回レビュー準備については、EU、スイス、ウクライナ及び日本が、レビューで「全ての締約国」からの情報を活用することを要請したのに対し、アフリカン・グループはLDCs及びSIDSと具体的に言及することを要請し、フィリピンとともに、「環境的に最も脆弱な国々」と記載することを求めた。ロシアは、そうした国々を経済移行国と先進国とともに列記することを提案し、参加者も合意した。

最終決定:指針のレビューに関する決議(UNEP/CBD/COP/10/L.29)には、GEFに対してCOPが示してきた過去の指針をまとめたテキストをベースにした資金メカニズムへの統合指針が付属書として盛り込まれている。

COPは、具体的な補充期間の資金メカニズムへの指針として、計画の融資対象を決定する統合化された優先順位リスト及び成果型の枠組みを盛り込み、締約国及びILCを含む関連の利害関係者には計画の優先順位策定に関する情報や意見を2011年11月30日までに提出するよう求め、事務局にはWGRI 4で検討するための情報とりまとめを要請した。

付属書には、政策・戦略、計画の優先順位・適格性基準などに関するセクションが含まれる。

GEF第6次資金補充に向けた条約の実施に必要な資金額評価に関する決定書(UNEP/CBD/COP/10/L.30)には、GEF第6次資金補充に向けた条約の実施に必要な資金額の完全評価を行うための委託条件(ToRs)が盛り込まれている。

この決定書で、COPは、特に、GEF第6次資金補充のため条約の下で途上国が約束を実施するための支援に必



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

要な資金額の完全評価を行うための ToRs を採択、事務局には WGRI 4 での検討に確実に間に合うよう評価を完了するよう要請、締約国には改訂版 NBSAPs の一環として国別の資金動員戦略の策定を急ぐよう要請している。

条約の実施に必要な資金額の完全評価を行うための委託条件 (ToRs) には、実施の目的、スコープ、方法論、手続き及び協議プロセスに関するセクションが含まれている。

資金メカニズムの実効性に関する第 4 回レビュー準備に関する決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.31) には、資金メカニズムの実効性に関する第 4 回レビューに関する ToRs が付属書として含まれる。この決定書で COP は ToRs 採択を決定、事務局には確実にレビューを実施するよう要請、COP11 で資金メカニズムの実効性を上げるための更なる行動について検討することを決定している。

付属された ToRs には、COP 指針を受けて資金メカニズムが講じた行動や CBD の義務を履行する措置の実施に関する合意済の増分費用全額を満たす十分かつ予測可能な資金をタイムリーに受領した途上国締約国の数を考慮に入れつつ、資金メカニズムの実効性を評価する点などを含め、特に、実施の目的や方法論、基準及び手続きを盛り込んでいる。

資金メカニズムへの追加的指針に関する決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.47) には、NBSAPs、生物多様性の統合、国別資金動員戦略、GTI、指標及びモニタリング、GSPC、PAs、8 条(j) 及び関連条項、ABS、技術移転と協力、CHM、生物多様性に関する南南協力、国別報告書、海洋及び沿岸の生物多様性、生物多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書、生物多様性、及び気候変動に関するセクションが含まれる。

この決定書で、COP は、GEF に対し、特に以下を要請している。

- ・ NBSAPs 更新のための十分かつタイムリーな財務支援の提供
- ・ 生物多様性を貧困撲滅や開発プロセスに統合するためのアプローチのさらなる策定
- ・ 適格な国々の資金的、技術的支援の提供
- ・ GTI 提案のための資金提供の継続
- ・ 各国の目標及びモニタリング枠組み策定における適格な締約国のキャパシティに係わるニーズに対応するための支援提供
- ・ ABS に関する名古屋議定書の早期批准と実施を支援するための資金支援の提供

決定書は、PA 作業計画の完全実施を実現するよう適格な国々に対する十分かつ予測可能でタイムリーな資金支援の提供を特に先進国に要請、その他の政府や国際金融機関にはこれを奨励している。また、この決定は、GEF 等に対し、生態学的及び生物学的に重要な海域 (EBSAs) 認定及び/または保護が必要な脆弱な海洋域のため、適格な国々に対するキャパシティビルディング支援を拡大するよう奨励、事務局には、特に、生物多様性、気候変動及び砂漠化または土地劣化の防止のための社会文化経済的メリットに関する実績の報告を測定及び促進する指標の特定を要請している。

詳細に検討するための課題

内陸水：10月18日(月)のWG Iで内陸水の最初の議論が行われ、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.2) が10月22日、25日に検討された。

議論の中心になったのは、水の安全保障。スイスが「生態系サービスのための」水の安全保障と言及することを提案し、



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

ブラジルが、水の安全保障という言葉を支脈によって「天然資源」、「水の供給」、「持続可能な水の供給」、「水資源の持続可能な利用」、「水の品質及び利用可能性」といった言葉と書き換えることを提案し、カナダとアラブ諸国が支持を表明した。アフリカン・グループは、ニュージーランドの支持を受け、「生態系サービスのための水」と記載することを提案し、これは戦略計画に反映すべきだと強調した。ノルウェーは、水の安全保障と記載する方が良いとの考えを示した。EU は、この文言を「十分な量と質の水供給」と書き換えることを提案した。結局、本件は、ケースバイケースで対処することとなった。

最終決定: 決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.11)には、作業計画の実施;気候変動;科学的ニーズ;生物多様性;自然災害、生物多様性と水と戦略計画に関するセクションが盛り込まれ、付属書には水循環及び関連する生態系サービス支援における生物多様性の役割についての専門家グループのための ToRs が記載されている。

COP は、特に以下を求める:

- ・ 事務局やラムサール条約の科学技術レビューパネル等に対しては、生物多様性の水循環を継続させる能力の保持に関する主要な政策メッセージを提供するための専門家グループの発足を奨励
- ・ 事務局には、専門家グループの作業に重要な科学及び/または 地元の知識型情報やケーススタディを提供するよう締約国などに奨励
- ・ CBD の目的達成に向けた貢献となるよう、生物多様性をすべての業種及び政府及び社会の各階層の中心テーマとするよう締約国などに要請。

海洋及び沿岸の生物多様性: 10月19日(月)-20日(火)のWG I で取り上げられた後、Renée Sauvé(カナダ)が議長を務めるコンタクトグループ、草案グループ、及び同じく Sauvé が議長となる議長の友会合でも討議された。決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.13)は10月28日(木)に採択された。

主な論点は、EBSA に関する CBD グローバルインベントリ構築案;国家管轄域外の海洋保護区 (MPA)の指定 (ABNJ);海洋の生物多様性に関する専門家ワークショップ及び気候変動。

生態系上・生物学上重要な地域 (EBSA): EBSA 設定のための CBD 構築案基準の適用については、メキシコ、ブラジル、カナダ、インド、ホンジュラス、グアテマラ、ウクライナ(グルジア、ロシアの意見も代弁)が、国連総会の役割を強調する案を支持した。アフリカン・グループ、ハイチ、ベネズエラは、CBD の役割を強調する方が良いと述べた。タイ、フィジー、エジプトは、この 2 案をまとめるのが良いと意見を出した。ノルウェーは、地域の所轄機関の役割を強調した。その後、EBSA 設定に CBD の科学的基準を適用することが科学技術的な演習であり、EBSA のための保全・管理措置の選択は各国及び有能な政府間組織の問題であると指摘することで参加者の合意が成立した。メキシコ、ブラジル、ジャマイカは、ABNJ における EBSA に関する CBD グローバルインベントリ構築に反対したが、EU、バードライフインターナショナル、海洋生物センサス(Census of Marine Life)、WWF がこれを支持し、EU はGEFによって資金を受けるべきだと提案した。その後、EBSA 指定に関する科学的基準及びその他の関連する各国及び国際的に合意された科学基準の適用に関する科学技術情報を蓄積する場(repository)を設けることが合意された。

MPA: ノルウェー、ベネズエラ、ブラジルは、ABNJ における MPA 指定に向けたプロセスについての記載に反対した。アフリカン・グループは、国連総会という枠内での ABNJ における MPA 指定に向けたプロセスを支持し、深海保全連合(DSCC)及びPew Environment Group がこれを最優先課題であると勧告した。その後、国連総会及び ABNJ にお



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

ける海洋の生物多様性に関する作業部会に MPA 問題の検討を含む議題に関する作業を速やかに行うよう推奨した。

気候変動: マレーシア、アフリカン・グループ及び東ティモールは、海域における気候変動の影響に関する専門家ワークショップを支持した。タイ、エジプト、カナダ、インド、ホンジュラスは、CBD-UNFCCC の合同専門家ワークショップを開催し、共通の関心事項の理解を深める案を支持した。タンザニア、コスタリカ、ベネズエラ、ウルグアイ、グアテマラ、ハイチ、パキスタン 及び ジャマイカは、UNFCCC との将来の協力内容に海洋との相互関係も含めるよう CBD に要請し、エルサルバドルとともに、緩和の代替案及び 適応策を盛り込むよう提案した。パプアニューギニアは、専門家ワークショップが CBD-UNFCCC の協力をもたらすと指摘した。IIFB は、気候変動の海洋の生物多様性への影響や先住民族の生活に関する研究を求めた。その後、海洋と気候変動との相関関係や緩和及び適応戦略の代替策をリオ条約間の合同活動策定案に含め、UNFCCC の協力を仰ぎつつ、海洋の生物多様性及び気候変動に関する専門家ワークショップ開催し、リオ条約間の合同活動策定に向けたインプットとするよう事務局に要請した。

最終決定: 決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.42)には、作業計画の実施進展に関する詳細なレビュー、EBSA 指定及び海域における環境影響評価の科学技術的側面、持続不可能な漁業や不法漁業、未報告の規制がない漁業による影響、海洋富栄養化の影響、ABNJ における海洋生物資源の生物多様性の保全及び持続可能な利用を強化する活動リストを含む付属書などに関するセクションが盛り込まれている。

EBSA については、COP は、以下の通り言及している。EBSA 指定のための CBD 科学的基準の適用は締約国及び有能な政府間組織が ABNJ との関係で生態系アプローチ実施の進展に向けて選択可能なツールであり、その適用は科学技術的な演習であり、EBSA 指定及び保全管理措置の選択は国家および所轄政府間機関の問題であるとしている。また、COP は、関連する国際機関と各国政府と連携して、EBSA 指定に関する科学基準及びその他の関連する国家的及び国際的な合意を得た科学基準の適用に関する科学技術情報や経験の蓄積の場 (repository) を構築するよう事務局に要請している。

MPA については、COP は、国連総会 及び ABNJ における海洋の生物多様性に関する作業グループに、ABNJ における生物多様性の保全及び持続可能な利用のための国際協力と調整を促進するためのアプローチに関する作業及び MPA 問題の検討を速やかに行うよう奨励し、締約国には作業グループの作業を前進する行動を起こすよう要請している。

気候変動については、COP は、海洋の生物多様性 及び 気候変動に関する要素の策定に係わる支援において、リオ条約間の共同活動の策定のためのインプットとして、UNFCCC の協力を仰ぎつつ、海洋の生物多様性 及び 生態系が気候変動 の適応・緩和に果たす役割についての専門家ワークショップを開催するよう事務局に要請している。

山岳地域の生物多様性: WG I は 10 月 18 日 (月)、山岳地域の生物多様性について議論し、10 月 22 日 (金)、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.1) を採択した。ニュージーランドは、人間の福利に関する記載の削除を提案したが、EU 及び アフリカン・グループがこれに反対した。結局、「生態系サービスを提供、したがって人間の福利の確保に貢献」と記載することが合意された。また、保全回廊の設置について IAS 拡大防止の必要性に配慮しつつ議論された。



最終決定: 決定書 (UNEP/CBD/COP/10/L.2) は、山岳地の生物多様性の現状・傾向、および保全や持続可能な利用及び利益配分のための直接的な行動、手段、支援活動に関する3つの作業の要素に関するセクションが盛り込まれている。COPは、特に、締約国等に、特殊な固有種に配慮しつつ、IAS拡大を防止しながら、保全回廊とその連結性を確保するよう奨励し、また、生態系サービスの提供、したがって人間の福利確保への貢献を通じた山岳地の保全及び持続可能な利用のため、締約国等に高地および低地の交流を発展させるよう勧奨している。

保護区域: WG I は、10月19日(火)で最初に関本件を取り上げ、10月25日(月)に決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.3) を採択した。主な論点は持続可能な資金及び気候変動。

持続可能な資金: ベラルーシは、PA の設置費用試算のための方法論的なガイドラインを作成するよう求めた。フィリピンは、十分で予測可能でタイムリーな途上国への資金的支援の提供に関する括弧書きの削除を提案し、中国、アルゼンチン、インド、ホンジュラス、インドネシア 及び セントルシアがこれを支持した。ウルグアイは、UNFCCC に対して PA 関連の気候資金メカニズムに配慮するよう想起するとのテキストを提案した。EU は、第5次 GEF 補充に基づく資金にアクセスするための基礎としてNBSAPの役割を強調した。ネパールは、PAの増加には資金増額が必要であると指摘した。資金面のニーズの表明の要請に、LifeWeb イニシアティブの記載、及び援助国とその立場にある国々に資金ニーズ支援を要請することで合意した。

気候変動: 関連する国家監督機関や利害関係者による PA ネットワーク及び気候変動の適応・緩和措置の策定に向けたツール整備を求めるテキストが議論された。また、リオ条約間の合同活動策定案を伝達する際に、PA の役割に関する合同連絡グループ特別会合に代えてPAの役割を盛り込むことを確実にするための会合を開催するよう事務局に要請した。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.12) には、実施強化のための戦略;さらなる注意が必要な問題;目標と予定の問題;作業計画実施に関する各国のプロフィールを定める付属書に関するセクションが盛り込まれている。さらなる注意が必要な問題としては、特に、持続可能な資金、気候変動、管理の実効性、IAS 管理、内陸水 PA、及びガバナンス・参加・衡平性と利益配分に関する作業要素がある。

COP は、特に:

- ・ LifeWeb イニシアティブを通じたものを含め、PA 作業計画のための各国のNBSAPを踏まえたPA制度全体およびプロジェクトの資金ニーズを表明するよう途上国に奨励。
- ・ 援助国およびその立場にある国々に資金ニーズ支援を要請。
- ・ UNFCCC および砂漠化防止条約(UNCCD)の事務局に合同活動案を伝達する際に PA の役割を確実に盛り込むよう事務局に要請。
- ・ 生物多様性と気候変動の適応・緩和のためのコベネフィットを強化しつつ、どのように気候変動の適応・緩和戦略に基づく機会への資金が作業計画実施に貢献するか模索するよう締約国に奨励。
- ・ 特に、各国の法律や適用可能な国際義務に従って、公平な費用と利益配分のため、また、ILC の完全かつ効果的な参加のため、明確なメカニズム及びプロセスの構築を締約国に奨励。

持続可能な利用: WG I は 10月20日(水)、本件を取り上げ、10月25-26日に決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.4) が議論された。議論の焦点となったのは、農業・林業における持続可能な利用に関する AHTEG と Satoyama(里山)イニシアティブである。議長の友会合が Alfred Oteng-Yeboah (ガーナ)を議長として開催され、Satoyama イニシアティブが討議された。



技術専門家グループ: フィリピンは、非木材製品を含む農業・林業における持続可能な利用に関する AHTEG 開催を支持したのに対し、オーストラリア、アルゼンチン、ブラジル、グアテマラ、アフリカン・グループは、国連制度内での取り組みが重複するとの懸念を示し、反対を唱えた。ノルウェー、インドネシア、ニュージーランド、スイス、アラブ諸国は、AHTEG の ToR は広範に過ぎると懸念を示し、EUは慎重に検討するよう求めた。IUCNはAHTEGでも漁業、養殖、野生動物管理を検討するよう提案した。Hufler 議長は、AHTEGを開催するよりも SBSTTA 15 で検討するために関連情報をまとめるよう事務局に要請し、参加者の合意が得られた。

Satoyama イニシアティブ: 多くの参加者から Satoyama (里山) イニシアティブが支持されたが、貿易や生産を歪めるのではないかと懸念も一部で見られた。また、さらなる情報を求める声もあった。結局、里山イニシアティブをさらに議論、分析、理解するという事となった。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.15)de、COP は、特に:

- ・ 汚染者負担原則、および持続可能な利用を支援してサプライチェーンの持続可能性を改善する可能性をもつ効果的な市場ベースの手法の適用を奨励し、例えば国連貿易開発会議(UNCTAD)のバイオトレード・イニシアティブのために生物多様性、開発、貧困緩和をリンクさせるようなイニシアティブを強化するよう奨励。
- ・ **持続可能な農業・林業のための国際的ガイドラインやベストプラクティスを含めた、持続可能な利用の改善法に関する情報を COP 11 前に SBSTTA へ報告するよう事務局に要請。**
- ・ 生物資源の持続可能な利用のための知識普及、キャンペーンビルディング、プロジェクト及びプログラム促進のため、Satoyama イニシアティブのさらなる議論、分析、理解を認識・支援。

生物多様性と気候変動: この項目が最初に討議されたのは、10月20日(水)のWG Iで、ジオエンジニアリング、リオ条約間の協力、REDD+を中心に討議された。ジオエンジニアリングに関するテキストについては、Horst Korn (ドイツ)議長の議長の友会合で討議された。リオ条約間の協力及びREDD+に関するテキストは Hesiquio Benitez (メキシコ)が議長を務めるコンタクトグループで討議され、REDD+については Robyn Bromley (オーストラリア)が議長を務める議長の友会合と非公式な閣僚協議で議論された。WG Iは10月28日(木)、非公式協議の結果を待って、REDD+保護条項に関するテキストを除く、各国の森林の生物多様性と気候変動に係わる措置との間の補完性強化に関する指針の策定支援についての括弧書きテキストを付けた決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.11) を採択。閉会プレナリーでは、残る括弧書きを削除し、非公式閣僚協議の結果、作成された REDD+ 保護条項に関する妥協案となった文言を承認し、決議採択となった。

ジオエンジニアリング: ツバル、フィリピン、コスタリカ、アフリカン・グループ、スイス、ALBA グループ、グレナダ、グリーンピース、生態系気候連盟とETCグループは、十分な科学的根拠によって証明され、関連リスクが検討されるまではいかなるジオエンジニアリングも受け入れられないと述べた。フィリピンも、ジオエンジニアリングに関するグローバルで透明性ある規制枠組みが早急に必要だとの文言を挿入することを提案した。ブラジルは、小規模かつ国家管轄域内の科学活動を認めるよう提案した。日本は、特定のジオエンジニアリング的活動は生物多様性と気候変動にとって有益であると指摘した。ロシアは、ジオエンジニアリングに関する文言削除を要請した。その後、ジオエンジニアリングの定義または理解; 事実上の猶予期間のための表現; 科学研究のための例外について、議論が行われた。

定義については、日射量減少技術や炭素隔離向上技術を参考にして、炭素回収貯留(CCS)を明示的に除外すべきかどうかについても議論しながら、ジオエンジニアリングについての初期的な理解について議論したが、



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

最終的には議長の友会合にて、大気中に放出される前に CO2 を回収する場合の化石燃料からの CCS を除外し、定義については予断することなくさらに審議するためジオエンジニアリングの理解について脚注に入れることとなった。WG I の議論では、ボリビアが、CCS 除外は決議案におけるジオエンジニアリング的活動の受け入れとして解釈しえないと明記するよう要請したが、結局、会合報告書にこの懸念を単に付記しておくことで合意された。

事実上のモラトリアムについては、グローバルで透明かつ効果的な規制・管理メカニズムが創設された後に撤廃すべきかどうか議論となったが、最終的にはそうしたメカニズムの消滅について記載することとなったが、事務局には CBD の下でそうしたメカニズムがうまく整備されない可能性があることを考慮に入れつつ、SBSTTA で検討するため既存の国際メカニズムにおけるギャップを調査するよう依頼した。その後、何を持って猶予期間の対象とするべきか議論がなされたが、予防原則と CBD 14 条（影響評価と悪影響の最小化）にしたがって「生物多様性に影響する可能性がある気候関連のジオエンジニアリング的活動」と記載することとなった。

科学調査の除外については、国家管轄域内で「限定された」「規制された」環境において潜在的な環境影響について事前評価を受けて実施され、具体的なデータ収集の必要性が正当化されていることを要請すべきかどうかという点が論議された。結局、「規制された状況」と記載し、CBD 締約国の管轄権または規制の枠内の活動が他国の環境または国家管轄域外へのダメージを与えることないよう確保する CBD3 条についても記載することで合意となった。

リオ条約間の協力: 中国は、専門知識と UNFCCC のマンデートの独立性を尊重する必要性を強調して、リオ条約間の合同作業計画について反対を唱えた。メキシコ、ツバル、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、パキスタン、モーリシャス、パラウ、アフリカン・グループ、ネパール、スイス、東ティモール、コスタリカ、グリーンピースは、リオ条約との合同活動及び合同作業計画案を他 UNFCCC に伝達するよう CBD に要請することを支持した。フィリピン、コロンビア、南アフリカ、パプアニューギニア、インド、ブラジルは、合同活動及び合同作業計画の実施の妥当性を締約国が検討するよう提案する方が良いとの意見を出した。UNFCCC の議題はすでに飽和状態だと数カ国が懸念を示した。結局、合同作業計画の記載はなくし、リオ条約に加盟していることとマンデートとの違いに留意しつつ、合同活動案を他のリオ条約に伝達するよう事務局に求めることとなった。また、議題策定についてリオ+20 サミット準備委員会事務局に諮りつつ UNFCCC と UNCCD の COP に協同作業を依頼し、その結果をリオ条約の COP に提出するよう求めることで合意がなされた。

結局、リオ+20 サミットの関連でリオ条約に関する合同ハイレベルセッションの今後の開催が議論された。EU は、その削除を受け入れたが、リオ条約 COP がサミットとの関連で準備作業の利用法を模索すると明記するよう求め、ブラジルが「リオ+20 事務局とともに」と追加するよう求めた。

REDD+: アフリカン・グループ、パキスタン、インドネシア、タイ、日本、スイス、ロシア、マレーシア、スイス、グリーンピース、IIFB は、生物多様性の保護条項及び REDD+ の生物多様性への影響を監視するメカニズムについての議論に貢献するよう事務局に要請した。コスタリカ、モーリシャス、東ティモール、ネパールは、REDD+ に関する助言を提供するよう締約国との協議を踏まえて要請に応じて、事務局が機会を模索する方が良いと主張した。一部の参加者からは、「生物多様性の保護条項」という文言は UNFCCC の下で合意されていないと指摘して、これを記載することに対する懸念を表明し、現在行われている UNFCCC 交渉を予断しないよう釘を刺した。Ecosystems Climate Alliance (ECA) は、生物多様性保護条項は先進国に適用される京都議定書の土地利用に関する条文に存



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

在していないと指摘した。ノルウェーは、森林に関する協同パートナーシップ(CPF)に REDD+を含む気候変動の緩和、森林炭素吸収源保全および森林と森林炭素吸収源の持続可能な管理に対する生態系アプローチによる生物多様性への影響を監視するメカニズムの候補を評価するよう求めることを提案した。結局、事務局に以下を要請することが合意された。REDD+ に関連してリオ条約間の合同活動案を伝達する際に「生物多様性 の懸念」を含めること；UNFCCC の下で行われる今後の決議内容を先取りすることなく、生物多様性に関する影響を監視するメカニズムの候補の評価に加えてCBDの目的達成に向けたREDD+の貢献を評価する指標の特定すること；非公式閣僚協議で提案されたとおり UNFCCC の下で行われる今後の決議内容を先取りすることなく生物多様性のための関連保護条項に関する助言を提供すること。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.36) は、資金問題；生物多様性に対する気候変動の影響評価；生物多様性と生物多様性に基づく生活への気候変動の影響緩和；適応・緩和への生態系ベースのアプローチ；気候変動の緩和・適応措置に関する生物多様性の影響の認識；査定と奨励措置；気候変動と乾燥地・半湿地の生物多様性；生物多様性のコベネフィットを実現するための手段を取り上げている。

ジオエンジニアリングについては、COP は、締約国および各国政府に対し、以下を推奨している。各国の状況と優先順位にしたがって、また、海洋富栄養化に関する決議 IX/16 C に沿って、科学を基礎とした透明で効果的なジオエンジニアリングのための国際管理規制メカニズムがない中、予防原則とCBD第14条にしたがって、それを正当化するような科学的根拠が生じ、関連する環境、生物多様性、および関連する社会経済的影響を適切なる検討が行われるまでは、CBD3 条(原則)に沿った規制された状況下で実施される小規模な科学調査研究を除き、具体的な科学データの収集という必要性で正当化され、潜在的な環境影響に関する事前調査を経る場合以外、生物多様性に影響するような気候変動関連のジオエンジニアリング活動が何ら行われることがないよう確保すること。脚注では、ジオエンジニアリング的活動に関する今後の審議を予断することなく、COP が、いかなる意図的な日射量遮蔽減少技術や生物多様性に影響するような大規模な大気中の炭素隔離技術(大気中に放出される前のCO₂回収時の化石燃料からのCCSを除く)の増加を、より正確な定義が定められるまでCBDに関連したジオエンジニアリングの形式として検討すべきであると理解している、と明記している。

また、COP は、事務局に以下を要請している。

・生物多様性や関連する社会経済文化的事項に関するジオエンジニアリング技術の今後の影響、および CBD にとって SBSTTA での検討に重要な気候に関するジオエンジニアリングの定義と理解に関するオプションに関する科学情報及び ILC や他の利害関係者の見解のとりまとめ。

・そうしたメカニズムが CBD の下でうまく整備されない可能性を念頭に置きつつ、CBD にとって SBSTTA および COP での検討および関連機関への連絡に重要な、既存の科学を基礎とする透明かつ効果的な気候に関したジオエンジニアリングの国際的管理・規制メカニズムにおけるギャップ調査の実施。

リオ条約間の協力については、COP は、リオ条約間の合同活動策提案を各事務局に伝達するよう要請し、UNFCCC 及び UNCCD の COP には合同連絡グループを通じて、以下の件に関して、事務局と連携を図るよう奨励している。

・気候変動の合同活動に関する要素案、生物多様性、土地劣化、気候変動の緩和・適応に対する生態系ベースのアプローチの検討。

・今後の合同活動に関するリオ条約間合同準備会合の実施可能性の検討。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

.リオ+20 サミット準備委員会事務局に諮問および事務局とリオ+20 との関連で準備作業の活用法の検討。

REDD+については、COP は、事務局に以下を要請。

.COP 11 での承認に向けて、UNFCCC での今後の決議内容を予断することなく、生物多様性の関連保護条項の適用を含め、締約国との効果的な協議をベースに、また ILC の参加をもって、諸活動が CBD の目的に沿い、生物多様性の悪影響は回避し、便益は向上させるよう助言を提供。

森林の生物多様性に関する各国の措置の実施と気候変動措置との相乗効果を生む方法に関する指針の策定支援。

その他の実質的な問題

農業の生物多様性: WG I で 10 月 21 日(木)に本件が取り上げられ、10 月 27 日(水)に決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.10) が承認された。議論の焦点となったのは、FAO の食料農業遺伝資源委員会(CGRFA)と CBD との合同作業計画の第 2 段階についてである。フィリピン、エクアドル、太平洋諸島、アフリカン・グループ、EU、ノルウェー、マレーシアは、特許およびその他の IPR におけるトレンドに関する作業を支持したが、オーストラリアが反対した。ペルーは、他の業種における食料安全保障にとって重要な種の利用分析を追加することを提案したが、カナダが反対した。エチオピアは、途上国の農業従事者の生存権への注意を喚起した。EUは、小規模農家への IPR の影響に関する記載を削除するよう提案したが、CBD アライアンスとノルウェーが反対を唱えた。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.33)で、COP は:バイオ燃料の生産・利用の生物多様性への効能の促進策、悪影響の最小化/防止策、および社会経済状況に影響する生物多様性の影響を中心に検討しつつ、事務局と CGRFA との合同作業計画の第 2 期の設計における協力を CGRFA に仰ぎ、事務局にこれを要請している。

乾燥地および半湿地: WG I で 10 月 20 日(水)に最初に取り上げられ、10 月 26 日(火)に決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.6)が討議された。

特に、問題となったのは、UNCCD および CBD の下での乾燥地の定義のための基準である。イラン、アフリカン・グループは、乾燥地の定義のための UNCCD および CBD の基準の間の差異について記載することを支持したが、中国が反対した。その後の議論で、この記載の削除が合意され、乾燥地および半湿地に関する説明についての修正文言を採択し、これを UNCCD に送ることとなった。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.14)で、COP は:

.乾燥地および半湿地の説明についての修正文言を採択、また、UNCCD 戦略計画の改訂に関する現行のプロセスを通知するよう UNCCD に伝達することを事務局に要請。

.リオ条約間の合同活動策提案を UNFCCC と UNCCD に伝達する際に乾燥地および半湿地の役割を確実に盛り込むよう事務局に要請。

.締約国等には、準国家、国家、地域レベルで、乾燥地および半湿地の域内で、リオ条約間の相乗効果を促進する国家の能力についての自己評価で特定された活動の支援を要請。

森林の生物多様性: 10 月 20 日(水)に WG I で最初に取り上げられ、気候変動に関する決議の中でだけ盛り込まれた懸案となっていた REDD+に関するテキストを除き、10 月 26 日(火)に決議案 (UNEP/



CBD/COP/10/WG.1/CRP.5)が採択された。議論の焦点となったのは、国連森林フォーラム (UNFF)との協力との関係で、森林と森の種別の定義に関する CBD の作業に関するものだった。

森林と森の種別の定義: ノルウェー、EU、フィリピンは、森林と森の種別の定義を改善させるための作業を支持したが、ブラジル、マレーシア、オーストラリア反対した。結局、決議 IX/5 (森林の生物多様性) についてフォローアップする必要性に言及することが、定義に関する作業に関連しており、地球森林資源評価 (GFRA) の生物多様性の要素のさらなる改善という目的にも合い、妥協的な文言であるとして合意となった。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.21)には、UNFF、国際熱帯木材機関(ITTO)および低森林被覆国家の事務局との協力;目標とされる CBD と UNFF の合同活動; FAO との協力; CPF との協力に関するセッションが盛り込まれている。

目標とされる CBD と UNFF の合同活動について、COP は、森林関連のレポートングおよびモニタリングで不備な点があるか調査するべく、森林生物多様性の現況のレポートングおよびモニタリングのふさわしいレベルで森林生物多様性を反映させる森林および森林の種別の定義を明記している決議 IX/5、paragraph 3(g) を認識して、FAO と協力して、森林関連のレポートング簡素化に関する CPF タスクフォース会合の開催を含め、森林関連のレポートング業務の簡素化を事務局に要請している。

バイオ燃料: WG I で 10 月 21 日 (木) に取り上げられた後、Giannina Santiago (コロンビア) と Ole Hendrickson (カナダ) が共同議長を務めるコンタクトグループ及び議長の友会合 で討議された。WG I は、決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.12) を 10 月 28 日 (木) に採択した。主な論点は、土地保有の保障と水に関する記載; 土地に関する国別インベントリ; ツールキットに関する CBD の作業; 合成生物学。

土地保有の保障と水: アフリカン・グループ、日本、スイス、ジャマイカ、インドは、ILC の土地の権利と持続可能な慣行を保障し、ILC に対する負の影響を是正する呼びかけを支持した。一方、ブラジル、アルゼンチン、日本は、土地の権利に関する記載に反対し、ブラジルは、土地保有の保障という国際合意された定義は存在しないと強調した。ILC への影響を認識しつつ、「関連した社会経済状況」の中に含まれる土地と水に関する問題を議論することになった。ドミニカは、水と土地の権利を含める案を支持した。スイスは、インドとともに、土地保有を支持した。アフリカン・グループは、フィリピンの支持を受け、「土地および土地保有、保障および資源の権利」を提案した。ブラジル は「土地、水、その他の資源へのアクセス」という文言を提案した。最終的に「土地保有および水を含む資源の権利」と記載することになった。

国別インベントリ: 生態系に不可欠な生物多様性の価値が高い地域および ILC にとって重要な地域を特定するための国別インベントリ作成を締約国に奨励する件については、アフリカン・グループ、フィリピンが、立入禁止区域に関するインベントリ作成を支持したが、ブラジルが反対を唱えた。結局はバイオ燃料生産に利用されるだけでなく、それを除外される区域や生態系の評価と特定について参加者が合意するという条件でフィリピンが立入禁止区域の記載削除を受け入れた。

CBD の今後の作業: ブラジル、太平洋諸島、ドミニカ、日本、エルサルバドルは、バイオ燃料に関するツールや自主的利用のための生物多様性に関する情報の普及を事務局に要請した。アフリカン・グループ、スイス、ケニア、キューバ、アラブ諸国は、CBD がバイオ燃料と生物多様性に関する基準や方法論に関するツールキットを開発するのが良いと主張した。結局、「ツールキット」についての記載を削除することで合意となり、その代わりに事務局には: バイオ燃料の生産・利用が生物多様性と関連する社会経済状況に直接、間接的に及ぼ



す影響を評価する任意利用のためのツールに関する情報を分析、普及させるよう要請; いくつかの有資格者とともに関連するパートナー機関やプロセスの現在の作業に貢献および支援することを要請した。

合成生物学: ブラジル、アルゼンチン、EUは、合成生物学に関するAHTEG開催についてのテキストに反対し、環境への合成生物の放出を回避するよう締約国に要請した。太平洋諸島は、AHTEGを開催するより合成生物学の評価を行う方が良いとの意見を示した。ニュージーランド、ガーナは、合成生物学を新たに発生している問題としてセッション間に扱うことを提案した。フィリピン、カメルーン、ドミニカ、ボリビアは、合成生物、細胞、またはゲノムが環境に放出されないことを確保するよう提唱した。EUは、この決議 および 決議 IX/2 (バイオ燃料と生物多様性)を実施する際に3つのCBDの目的に関連したバイオ燃料生産・利用のための合成生物問題を検討するよう締約国に推奨することを示唆した。結局、合成生物、細胞、またはゲノムの環境放出に対する予防的アプローチの適用; 合成生物の環境放出停止に向けた国内法に準じた締約国の権利の認知などについて合意された。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.41)で、COPは、

. CBD実施および特にILCへの影響において関連するところの、バイオ燃料の生産・利用の生物多様性への影響が食料やエネルギー安全保障ならびに土地保有や水を含む資源の権利が関連する社会経済状況にプラスおよびマイナスの影響を与えうることを認識。

. 政府および関連機関に対し、高い生物多様性の価値を有する地域や生命に不可欠な生態系の地域、およびILCにとって重要な地域などを特定するための国別インベントリ策定し、適切な場合は、バイオ燃料で使用されるか対象外となる生態系の評価および特定を行うよう奨励。

. 事務局には、以下を要請: 生物多様性と関連するバイオ燃料の生産・利用がそのフルサイクルで他の燃料の種類と比べた場合の直接的、間接的影響、および社会経済状況に影響を及ぼす生物多様性への影響を評価するために利用可能な基準や手法を含めた自主的利用のためのツールに関する情報のとりまとめ、分析、総括。関連する定型組織やプロセスとの作業や協働の考慮。および、そうした情報の普及ならびに情報へのアクセス推進。

. 締約国には、合成生物の自然界への放出停止に向けた国内法に準じた締約国の権利について認知しつつ、合成生物、細胞、またはゲノムの環境放出に対する予防的アプローチを適用するよう要請。

侵略的外来種: WG I では 10 月 21 日 (木) に審議が開始され、決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.8)が 10 月 26 日 (火)、27 日 (水)に議論された。論点は、侵略的外来種(IAS)に関するAHTEG案で、ペットやアクアリウム及びテラリウム種、生き餌、生鮮食品として導入されたIASに関するもので、特に国際基準の策定の可能性についてであった。加えて、バイオ燃料生産のためのIASに関する文言がバイオ燃料に関するコンタクトグループで討議され、IASに関する決議の中に入れられた。

専門家グループ: EU、ベラルーシ、ノルウェー、タイ、韓国、コスタリカ、アルゼンチン、アフリカン・グループが、AHTEGで国際基準の策定に関する実践的な指針を提供するよう提案したが、ブラジル、オーストラリア、マレーシア、ニュージーランドが反対した。南アフリカは、AHTEGで国際基準に関する「科学的、技術的な」指針を策定することを提案した。AHTEGを支持しつつ、国際侵略種計画は、各国が実施するための指針が必要だと強調した。非公式協議を受け、現在の国際基準では網羅されないIAS拡散を防止するため、適切な組織で設定された国際レベルで使用できる今後の基準整備に関する科学的、技術的な情報、助言、指針を



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

提供するための AHTEG 設置が合意された。

バイオ燃料生産のための IAS: 太平洋諸島、スイス、インド、ロシア、アフリカン・グループが、バイオ燃料 生産・利用における IAS の利用に対する予防的アプローチの適用を支持する一方で、ブラジル、アルゼンチンは、その削除を求めた。ドミニカ、日本、パラグアイ、マラウイ、ジャマイカ、ニュージーランドは、バイオ燃料生産に使われた種が侵略種となる場合に予防的アプローチを適用することを支持した。結局、既存および新たな IAS によって直面する生物多様性の脅威を認識することで合意が成立し、結局、IAS に関する CBD の基本原則にしたがって、締約国には、バイオ燃料用原料および炭素隔離を含めた農業およびバイオマス生産用の IAS の導入および拡散に対する予防的アプローチを適用するよう求めた。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.35) で、COP は、現在の国際基準では網羅されない IAS 拡散を防止するため、特定されたギャップに対応して影響を回避し、ペットやアクアリウム及びテラリウム種、生き餌、生鮮食品としての IAS の導入に関連するリスクを最小化するため、適切な組織で設定された国際レベルで使用できる今後の基準整備に関する科学的、技術的な情報、助言、指針の提供を含む手段および方策を勧告する AHTEG を設置する。AHTEG に関する ToRs は決議に付属する。

また、COP は、IAS に関する CBD の基本原則にしたがって、バイオ燃料原料および炭素隔離を含めた農業およびバイオマス生産用の IAS の導入・設定・拡散に関する予防的アプローチを適用するよう締約国に要請する。

世界分類学イニシアティブ (GTI): WG I で 10 月 21 日 (木) に最初に取り上げられ、決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.7) が 10 月 26 日 (火)、27 日 (水) に討議された。議論では、ABS 交渉の成果に影響を受ける科学技術的協力が重点的に取り扱われた。また、ILC の PIC への参加についても討議された。ブラジルは、「国内法に沿った、PIC および/または ILC の承認および関与」に関する ABS 交渉から派生した文言の使用を提案したが、参加者の合意が得られなかった。ペルーは、ILC の分類学的知識の取得の機会のための PIC 義務化の必要性をあらためて表明した。審議の後、CBD の目的、および適用可能な場合は、PIC および/または ILC の承認および関与ならびに関連国内法について記載することで合意が成された。

最終決定: 決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.34) で、COP は、特に、関連国内法および適用可能な場合は関連義務に沿った地域および準地域の科学技術協力の推進および利益獲得のための手段を探るよう締約国などに奨励; および CBD のすべての目的に沿い、適用可能な場合は PIC および/または ILC の承認および関与に沿って、適宜、ILC の分類学的知識を把握し、維持するための ILC 支援などの行動を締約国に要請、その他には推奨している。

8 条(j): 本件は 10 月 21 日 (木) の WG I および、8 条(j) MYPOW と倫理規約に関する括弧書き規定に特化した議長の友会合で取り上げられた。ILC 参加に関する決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.16) および独自の制度に関する決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.17) が議題にのせられ、10 月 25 日 (月) に WG II で両決議案が承認された。倫理行動規約に関する決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.28) および 8 条(j) MYPOW に関する決議案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.27) も審議され、10 月 28 日 (木) の WG II で採択された。閉会プレナリーでは、資金源および 国際 ABS レジームに対する記載周辺の括弧書きが外された決議案が採択された。

WG II の議論で焦点となったのは、すべての CBD の意志決定プロセスにおける ILC の完全かつ効果的な参加と



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

特に ABS の調整交渉および TK の利用のための利益配分確保のためのキャパシティビルディング活動の必要性であった。多くの参加者が TK 保護のための独自制度に関するさらなる作業を支持した、アフリカン・グループが独自制度を通じてアクセスのあった TK の利益配分を求めた。EU および ニュージーランドは、事務局が、CBD の作業に関して、WIPO の知的財産および遺伝的資源、民間伝承に関する政府間委員会(IGC)に対し、今後もその点についての情報を伝えていくよう提案した。

倫理規定については、ボリビア、ブラジル、IIFB、およびその他多くの締約国が、ILC の「承認および関与」との記載よりも PIC 記載を要請した。

結局、同グループは、倫理規定が国内法や条約または他にもすでに存在しているかもしれない建設的な取り決め事項を変更するものだと解釈されるべきではないと明言することで合意がなされ、その代わり、「ILC が伝統的に使用し、占有してきた土地および水」という数多くの記載から括弧を外すことになった。さらに、「PIC および/または ILC の承認および関与」に関する ABS 交渉 からの文言を使うことが合意された。

MYPOW については、10(c) (慣習的利用) および本件に関する国際会議に重点を置いて CBD 10 条 (持続可能な利用)に関する要素を盛り込むことを多くの参加者が歓迎した。議長の友会合では、8 条(j) WG 7 で詳細に検討するための問題を中心に議論が行われた。ほとんどの参加者は、生物多様性と気候変動が良いとの意見を示したが、どの程度緩和について検討すべきかという点で意見の相違が残った。また、EU は PAs、ブラジルは利益配分の手続きを支持した。また、生態系の管理、生態系サービス、PAs について合意が得られた。

最終決定: ILC 参加に関する決議(UNEP/CBD/COP/10/L.6) には、キャパシティビルディングの取り組み; コミュニケーションメカニズム、ツールの整備; 条約の作業における ILC 参加; その他のイニシアティブに関するセクションが盛り込まれている。COP は、特に、事務局に対し、資金の利用可能性次第でキャパシティビルディングのワークショップを開催するよう要請している。

独自の制度に関する決議(UNEP/CBD/ COP/10/L.7)で、COP は以下について留意している。独自の制度には、地元、国、地域、国際レベルでの TK 保護のためのそうした制度整備時の検討に有益な要素が盛り込まれること; ILC の効果的な参加、承認、関与をもって慣習法や慣行、コミュニティーの慣習に配慮しつつ、整備すべきであること。さらに、TK 保護に向けて講じられる措置に関する情報やレポートの提出を締約国に呼びかけている。TK の乱用、不正流用を防止するための国際法的措置に関するテキストベースの交渉を行うため、WIPO 総会決議に留意しつつ、COP は、独自の制度に関する作業について WIPO ICG への連絡を継続するよう事務局に要請している。

8 条(j) MYPOW に関する決議(UNEP/CBD/ COP/10/L.39) には、進捗報告書、詳細なレビュー、および改訂版 MYPOW、CBD 10 条 (持続可能な利用); 8 条(j) WG のための改訂版アジェンダ; 指標; 自主的なファンドや地元コミュニティーを含めた参加; キャパシティビルディング; CEPA; TK を記録し、文書化するための技術的ガイドライン; 先住民族問題に関する国連常設フォーラムの勧告 (UNPFII)に関するセクションが盛り込まれている。また、8 条(j) MYPOW タスク 15 のため付属された ToRs (TK 復活を推進するための文化財を含む情報回復促進のためのガイドライン整備)も盛り込まれている。

COP は以下を決定している。できれば別の CBD 会議と連続させて 8 条(j)のセッション間会合を開催; 今後の 8 条(j) WG 会合の新議題としてテーマ別分野か横断的問題に関する詳細な対話を盛り込むこと; 8 条(j) WG 7 で、生態系管理、生態系サービス及び PAs に関する対話を行うこと。さらに、COP は、10 条(c) (慣習的



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

利用)に重点を置き、10条(持続可能な利用)に関する新たな主要な構成要素を盛り込むと決定;持続可能な利用と関連する奨励措置についてのさらなる指針の整備を8条(j)WGに要請;8条(j)WG7で検討するための新たな主要な構成要素の内容と実施についての助言を提供する国際会合の実施を事務局に一任すること。さらに、COPは、ILCの伝統的な領地における土地利用の変更および土地保有についての現況とトレンドに関する指標、および伝統的な占有に関する慣行の現況とトレンドに関する指標を採用している。

倫理規定に関する決議(UNEP/CBD/COP/10/L.38)で、COPは倫理行動規約で付属された要素を採用;それに「固有の方法」のためのモホーク族の用語であるところのTkarihwaie:riを伴う条約のILC関連の文化・知的遺産および生物多様性の持続可能な利用の尊重に関する「Tkarihwaie:ri 倫理行動規約」というタイトルを付与すること:生物多様性の保全および持続可能な利用のためのTKに関する研究、アクセス、情報の利用のための倫理行動規約のモデル開発の指針としての規約の活用;適宜、ILCとの交流を統括する政策やプロセスに統合するための規約に関する教育、啓発およびコミュニケーション戦略の実行を決定している。最終的に、GEFおよび資金提供者に対し、ILC、特に女性への支援提供を検討するため、啓発およびキャパシティビルディング、規約の理解について検討するよう奨励している。付属された規約には、前文および総則と個別の検討事項を盛り込んだ倫理に関する諸原則および手法に関するセクションが盛り込まれている。また、理論的根拠として、規約の諸要素は、生物多様性の保全および持続可能な利用に関連としたTKの尊重、保持、維持を目的とする任意のもので、地元、国家、地域の倫理規約の整備のため、ILCとの交流のための指針を提供するためのものと定められている。さらに、CBD締約国の義務やその他のいかなる国際法をも変更するものと解釈されるべきではないとしている。また、既存の国内法や条約、合意、またはその他の建設的な取り決めの内容を変更するものとして解釈されるべきではない。ILCの同意または権限が必要とされる場合は、ILCの慣習法や手続きにしたがって、かれらの知識について意味のある保有者を特定することはILCの権利である。全般的な倫理諸原則は、既存の定住地の尊重;知的財産;非差別;透明性/完全公開;PICおよび/または承認および関与;文化の相互尊重;全体的および個別のオーナーシップの保護;公平かつ衡平な利益取得の機会;保護;および予防的アプローチに関係している。個別の懸案事項としては、聖地および文化的に重要な土地やILCによって伝統的に占有または使用されてきた土地および水の認識;伝統的資源へのアクセス;任意の撤廃または移動の防止;伝統的な後見制度/管理人制度;ILCの社会構造、大家族、コミュニティ、先住民族の国家の認知;原状回復/または補償;送還;平和的關係;およびILC研究イニシアティブ支援などがある。また、方法としては、善意の交渉、従属性および意志決定;パートナーシップと協力;ジェンダーへの配慮;完全かつ効果的な参加/参加的アプローチ;秘匿性と相互主義などがある。

奨励措置: 10月21日(木)にWG Iで検討され、決議案(UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.8)は10月26日(火)-27日(水)に議論された。焦点となったのは、広範囲にわたる奨励措置と持続可能な消費・生産パターンに関するテキストだった。

広範囲にわたる奨励措置については、EUが、負の影響を最小化または回避するため既存の有害なインセンティブの積極的な撤廃、段階的廃止または改正を提案した。カナダは、歪んだインセンティブに影響を受ける部門のリストを削除するよう提案したが、EU、ドミニカが反対した。結局、「生物多様性に潜在的な影響を及ぼしうる部門」を参考資料に付したリストと交換することで合意がなされた。

持続可能な消費・生産パターンについては、EUが、CBDの目的に沿った政策の実現を確保するための決



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500

議 IX/26 (企業の取り組み促進)を参考に付するよう提案したが、ブラジルが反対した。しかし、結局、EU案が受け入れられた。

最終決定:決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.22)で、COPは、特に: 生物多様性に潜在的な影響を及ぼしうる部門向けの既存の有害なインセンティブからの負の影響を最小化または防止する目的で、これを積極的に特定・撤廃・段階的廃止・または改正するための取り組みを優先的に実施または著しく増加させるよう各国政府に要請; および、締約国等には、生物多様性の保全および持続可能な利用のため企業および生物多様性イニシアティブを通じたものも含め、官民双方における持続可能な消費・生産パターンの実施促進とCBDの目的に沿った政策の実現を奨励している。

運営予算の問題

10月18日(月)、Ahmed Djoghlaifから条約の事務および予算(UNEP/CBD/COP/10/7 and Add.1-2)の報告があり、2011-2012年(2カ年)予算案(UNEP/CBD/COP/10/25/Rev.1 and Add.2)が提示された。Conrad Hunte(アンティグア・バーブーダ)を議長として予算グループが発足し、2週間にわたる会合が行われた。

議論の焦点は、本予算と今後のABS活動用の資金の優先順位設定であった。閉会プレナリーで、Hunte議長は、ABSおよび戦略計画のための増資を行い4.3%増額した本予算を報告した。EUは、ABS議定書、戦略計画および資金問題に関連した決議の成功裡の採択を条件として、予算を採択したが、これら全てが採択された。アルゼンチンは、G-77/中国の立場から、慎重に交渉された妥協案として受け入れ、修正なしで予算が採択された。また、UNEP(UNEP/CBD/COP/10/L.13)との事務的取り決めに関する決議案撤回も、本件が予算に関する決議の中で扱われていることに留意して、予算グループで合意された通りに受諾された。

最終決定:決議 (UNEP/CBD/COP/10/L.48)で、COPは: 日本の改訂版戦略計画の実施を支援するための貢献を歓迎; 2009年およびそれ以前の本予算の分担金の支払いを済ませていない締約国数への懸念を指摘し、遅滞なく支払うよう要請; 付属されたUNEPおよびCBD事務局間の事務的取り決め改訂版を承認している。その後、COPは、11,769,300米ドルの2011年本予算および12,989,700米ドルの2012年予算を承認; すべての国々の政府などに条約の信託基金を充当するための資金拠出を要請し、議定書の施行および実施に向けた準備において現在議定書に役務提供している人材要素を2013-2014年(2カ年)の予算において再検討するべきであると留意している。本予算から資金が出される優先度が高い会議としては、SBSTTA 14 および 15; 8条(j) WG 7; WGRI 4; ABS議定書のための2回の政府間委員会会合が挙げられた。予算には、2カ年予算に関する多くの表、人員要件、信託基金および分担金のための資金要件が含まれる。付属されたUNEP・CBD事務局間の改訂版事務的取り決めには、基本原則; 財政的調整事項; CBD事務局に提供した役務の返済; 会議およびその他の役務、権限委譲; 協定の点検などが盛り込まれている。

ハイレベルセグメント(HLS)

ハイレベルセグメントは10月27-29日に開催され、各国首脳および国際機関のステートメント発表や利害関係者のパネル発表、各国閣僚や高官クラスの代表者らの発表が行われた。

Earth Negotiations Bulletin では下記ウェブサイトにて議論内容を掲載。
<http://www.iisd.ca/vol09/enb09542e.html>; <http://www.iisd.ca/vol09/enb09543e.html>.



閉会プレナリー

10月29日(金)午後4時38分、松本COP議長により閉会プレナリーが招集された。議長からハイレベルセグメントに関する報告が行われ、ABS議定書、改訂戦略計画、および資金動員に関する決議の採択に向けた強い意欲がみられたとの話があった。その後のプレナリーで、懸案となっていたビューロー地域グループの指名候補者が承認され、SBSTTA議長としてSenka Barudanovic(ボスニア・ヘルツェゴビナ)が選出され、信任状に関する報告が行われた。COP10ビューローの構成は以下の通り：CEE代表：Sne.ana Proki。(セルビア)およびIoseb Kartsivadze(グルジア)；アジア太平洋代表：Akram Eissa Darwich(シリア)およびChan-woo Kim(韓国)；中南米カリブ海代表：Spencer Thomas(グレナダ)およびJose Luis Sutera(アルゼンチン)；西ヨーロッパ・その他代表：Andrew Bignell(ニュージーランド)およびInes Verleye(ベルギー)；アフリカ代表：Betty Kauna Schroder(ナミビア)およびAhmed Skim(モロッコ)。

バイオセーフティ議定書に関するCOP/MOP6およびCBD COP11の開催日程・場所については、インド政府による2012年10月開催の申し出を歓迎し、決議(UNEP/CBD/COP/10/L.49)が採択された。

また、インド主催のレセプション、および戦略計画および資金動員に関する懸案問題の非公式協議の後、WGIIが短いセッションを行い、WGIIの報告書を採択、プレナリーは午後11時10分に再開された。WG IのHufler議長とWG IIのLuna議長から、それぞれ作業部会の報告書(UNEP/CBD/COP/10/L.1/Add.1 and UNEP/CBD/COP/10/WG.2/L.1/Rev.1)が紹介された。Conrad Hunte(アンティグア・バーブーダ)大使は、予算グループの審議について報告し、関連決議を紹介した。

COP10の松本議長は、ABSに関する名古屋議定書決議案(UNEP/CBD/COP/10/L.43/Rev.1)を紹介し、非公式協議でクリーンなテキストが提出されたことを指摘した。EUは、改訂版戦略計画に関する決議と資金動員戦略とあわせてABS議定書を採択するよう求めた。キューバ、ボリビア、アフリカン・グループは、後にエルサルバドルとグアテマラの支持を受け、3つの決議は、それぞれ関連がなくパッケージ採択は手続き規則の違反にあたるとして、決議を一つずつ採択するよう要請した。EUは、改訂版戦略計画と資金動員に関する決議において未決となっている括弧書きを対処するよう提案した。その後さらに議論が行われ、松本議長は、参加者に以下を求めた。ABS議定書の承認についての確認；改訂版戦略計画および資金動員戦略の未決事項への対応とこれらの決議の承認の確認；その後の全決議の採択を順次行うこと。スイス、ニュージーランド、韓国、アフリカン・グループは、議長提案を支持し、その後、議長の提案通りに議事を進行し、3つの決議の採択について反対意見は出されなかった。ベネズエラ、キューバ、ボリビア、アフリカン・グループ、CEEは、ABS議定書に関して記録を残すステートメントを行った。その後、ABS議定書の採択につづき、戦略計画、資金動員に関する決議が採択され、参加者が総立ちになって拍手喝采となった。その後、プレナリーで、会合報告書(UNEP/CBD/COP/10/L.1)が採択された。

ウクライナは、CEEの立場から、議定書は今後の作業に向けた良い基盤となると述べた。マラウイは、アフリカン・グループの立場から、議定書のおかげで、アフリカのグリーン成長に向けて生物多様性が大きな可能性を備えたと述べた。クック諸島は、アジア太平洋地域の立場から、戦略計画の実施に向けた資金源確保を各国に要請した。サウジアラビアは、アラブ諸国の立場から、母なる大地の保護に取り組むよう求めた。アルゼンチンは、中南米・カリブ海諸国の立場から、COP10がCBDの実施に多大なる貢献を行うだろうと指摘しつつ



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

40以上の決議が採択されたことに称賛を送った。IIFBは、意義ある実施を呼びかける名古屋議定書と倫理行動規約を強調した。ベリーズは、中米統合機構（SICA）の立場から、海洋生物多様性の決議とメソアメリカ海洋回廊の設置にそれがいかに重要性であるかという点を強調した。インドは、2012年にインドで開催されるCOP 11への参加を出席者に呼びかけた。韓国は、COP 10の業績は完璧なものにせよ、地球の保護に向けて前進を果たせようとして述べた。ニュージーランドは、女性の同志グループを代表して、名古屋議定書における遺伝資源保全に果たす女性の役割についての記載を称賛した。2つの青年団代表が若者の参加を強化するCBDの取り組みに賛辞を送った。

マラウイは、日本国政府および日本人に賛辞を送り、拍手喝采で採択された。松本議長は、COP 10議長国としての日本の取り組みを強調し、通訳者、議長、共同議長およびEarth Negotiations Bulletinへの謝意を述べた。CBDのAhmed Djoghlahf事務局長は、COP 10には、各国首脳、閣僚、議員、企業、地方自治体から記録的な参加者数があったことを強調し、COP 10松本議長および日本の菅直人首相にCBD賞を授与した。

2010年10月30日（土）午後2時59分、松本議長よりCOP 10閉会の小槌が下ろされた。

生物多様性条約 COP10 分析レポート

拍手喝采と歓喜の涙、そして大きな安堵。ABS議定書、改訂戦略計画および資金動員戦略決議の「パッケージ」を採択したCOP 10の成功を環境問題の多国間主義復活の契機とみる参加者もあった。1年弱前、気候変動に関する合意採択が失敗したことで、緊急のグローバルな環境問題に対して決定的なアクションを講じるには国連というシステムに限界があるのではないかという懸念を噴出させた。こうした背景の下、2010年の生物多様性目標をめざすパフォーマンスのお粗末さやCOP 10の3つの主要課題がG-77/中国によって「オールナッシング」のパッケージとして結びつけられたという事実が、今次COP 10がコペンハーゲン気候会議と同じ運命を辿るのではないかという不安をかき立てた。しかし、名古屋では、参加者が勝利を収めた。この簡略な分析では、パッケージ合意の要素を検証し、今後のCBDの方向性にどのような影響があるのか検討する。

ABS 議定書

10年に及ぶ交渉と15日連続の消耗戦を経て、ABSに関する名古屋議定書が採択された。それでも、最後の最後まで、最も異論の多いスコープと派生品、遵守に関して、果たして合意に到達できるのか見通しは困難であった。非公式閣僚協議へのガイダンス文書案作成のため、日本のCOP議長は、EU、アフリカン・グループ、ノルウェー、ブラジルによる秘密会合の開催を決定したが、これは透明性が欠如していると多くの非難を浴びたものの、プロセスの主要会合から疎外されていると感じていた多くの地域、特にアジア太平洋や中南米諸国の類似した主張をもつ（like-minded）加盟国を巻き込む動きであった。予想通り、これらの協議に関与した閣僚らに受け入れられて定められた取り決めは、妥協案として一枚岩で支持された訳ではなかった。そこで、さらに夜を徹した協議と非公式の閣僚級朝食会合を行い、すべての締約国の支持を獲得する可能性をもったテキストの合意につながった。この合意をとりつけられた議長国日本の取り組みと支援に対して多くの参加者が称賛を送ったが、このやりかたが将来の交渉には危うい前例となってしまうのではないかと懸念する声もあがった。「舞台裏の取引が重要問題の交渉のスタンダードにはなりえない」とある政府代表は指摘する。また、日本のイ



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

ニシアタイプは、期待外れな結果を招いたコペンハーゲン方式の憂鬱な記憶を呼び起こし、「根回しとして必要だったが、非常にリスクが高い」との印象をもった参加者もあった。結局、名古屋で交渉をストップさせずに妥結につなげることができた。

最終的に歩み寄りがなされ、「クリエイティブな曖昧さにおいては最高傑作」と賞されるテキストに仕上がった。バランスの取れた妥協案づくり - 失敗が運命づけられたような企て - によって懸案事項を解決する代わりに、異論の多い記載をテキストから削除するか、柔軟な解釈を認めるような簡潔で一般的な条文に換えられたが、履行するには間口が広すぎることになる。議定書で遺伝資源の派生物を対象とするかという根本的な問題は、用語の使用に関する条文の中に利用および派生物の定義を盛り込むことで対処し、スコープと利益配分に関する条項に間接的な記載を入れることで補完した。これによって、多くの途上国が要求していた通り、派生物についてはかなり幅広い定義を利用できるようになった。それでも、いかなる本文パラグラフ中にも「派生物」という用語は出ておらず、実質的な条文の中に読み進めなければならない。同時に、先進国の重要懸念であった、製品または商品については、派生品の定義に基づく対象となされないため、利益配分が義務づけられないことは明らかである。

議定書の施行前に獲得された遺伝資源および伝統的な知識の新規・継続利用による利益配分の問題、これまで「一時的なスコープ」と呼ばれたアフリカン・グループの中心的な要望点についても、解決のため同様のアプローチがとられた。この問題についてのスコープに関する条項には記載が一切無いが、新たな条項の中で、国境を越える場合または PIC 付与・獲得が不可能な状況に対処するため、グローバルな多国間利益配分メカニズムの創設が構想された。そうしたメカニズムが一旦設置されれば、生息域外の集団または CBD の枠組みを離れて獲得した国々から獲得した遺伝資源に由来する利益を対象とすることが可能となる。

これまで長らく交渉されてきた、公的に利用可能な伝統知識に関する規定については、アジア太平洋有志国グループといった一部の国々によって強力に擁護されてきたが、テキストから削除されることとなった。それでも、そうした伝統知識は一般的に議定書の下でカバーされているため、各国は ABS 関連の国内法の義務の対象とさせることができる。また、議定書は他の国際条約に基づき「関連する現行の作業および慣行」に対して若干の柔軟性を与えているため、知的財産および遺伝資源に関する WIPO 政府間委員会の下での公的に利用可能な伝統知識、伝統知識および民間伝承を規制する可能性 - EU とカナダを中心とした先進国が擁護してきたポイントだが - は今尚、開かれている。

遺伝資源の利用を監視するチェックポイントの設置については漠とした表現となり、巧妙な曖昧さという余録が得られた。最終的なテキストでは、途上国の要求どおり締約国に1つまたは複数のチェックポイント設置を義務付けているが、公表が義務付けられる情報については柔軟性がある。情報公開義務は、事務手続きの負担を懸念し、将来的な機密情報を含むような情報公開義務の必要に納得していない先進国の主な反対理由であった。そのため、締約国は、それがどんな措置であるか何ら示すことなく非遵守に関する状況に対応するための実効性ある釣り合いの取れた措置を講じるものとした。追加パラグラフで、チェックポイントは「実効性があるべき」であり、研究・開発・商用化といった段階で遺伝資源の利用に「意義ある」機能を有しなければならないとした。ある交渉官は、これらの規定は、実際の運用方法を整える役目を負う「法律家にたくさんの業務を提供するだろう」と述べ、その曖昧さを称えた。

全体として、これまでの根深い意見対立を考慮すると、折衷案のパッケージは現時点で可能な最良の解決策だ



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

ったと大方の参加者が感じていた。一方、テキストは「最高にエレガントだとはいえない」とし、さらなる交渉でもっと法的に健全な成果を生み出すことができたのではないかと指摘する者もあった。他方、COP 10 で議定書が採択できなければ、勢いを失って、結果的に議定書をまとめあげることも危うかっただろうと多くが指摘している。また、経験から言うと、「こうした条文交渉が長引けば長引くほど、実質的な内容は失われるものだ」とある交渉官が語っていた。

結局、議定書の大きな強みは弱みでもある。そのクリエイティブな曖昧さによって各国レベルで異なる解釈を生み、法的不確実性を招き、履行が阻まれかねない。ABS クリアリングハウスや他の促進的なメカニズムの迅速な設置も含めた暫定委員会や国レベルの実施など双方による、これらの問題への対処次第で、議定書はCBDの3つの目的をよりバランス良く実施するための強力なツールになりうるのだ。

戦略計画

戦略計画は、2013年以降の気候変動の国際レジームに関する議論になぞらえて「ポスト2010年グローバル生物多様性協定」とも称される。2010年生物多様性ターゲットに向けた動きの鈍さから、新・戦略計画で次の10年間の野心的な目標を設定するだけでなく、目標達成のための一連の包括措置も提供するよう期待が高まった。しかし、これは、戦略計画の主な機能が計画の多様な分野の下でのCDBの幾多の活動を調整、連携させる優先的なフレームワークを提供することのみならず、他のMEA、特に生物多様性関連のMEAとの協同ならびに各国の一貫性と実効性ある実施のための指針の役割を務めるという事実を無視するものであった。

この戦略計画の指導的役割は、あらゆる人間活動の本流に生物多様性の問題意識を組み込むことを一層重視するためにCBDを変遷させるための重要な手段となる。同計画のビジョンである「2050年までに、生態系サービスを維持しつつ、健全な地球を保存しつつ、すべての人に重要な便益を届けつつ、生物多様性は尊重され、維持され、回復され、広く利用される」という文言がCBDの作業における幾つかの傾向を示している。TEEBの研究や生物多様性の価値を国別アカウンティングに組み入れるための方法論に関する幾つかのパラグラフとともに、生態系サービスを尊重するという記載は、CBDの各種作業計画の中でこれらを更に整備させることを規定している。

さらに、参加者はグローバルなレベルで測定可能な成果主義的なターゲットを戦略計画に詰め込みたいという誘惑に抗った。そのかわり、同計画は、すべての業種に生物多様性の懸念を組み込むことを締約国に認めながら、地域・国・準国家レベルでターゲットを設定する柔軟なフレームワークを提供している。一方、統合化をめざす目的と概念的に相容れないアプローチを実施している保全と持続可能な利用のための措置の下で状況の多様性を無視しがちな指標を使って、グローバルなレベルで生物多様性や生態系サービスに関するデータを集積するという誤謬を回避している。他方、このアプローチは、自らのターゲットを入念に設定し、進捗を監視するよう締約国に甚大な責任を課している。

したがって、戦略計画の弱さは、2020年までに生態系の回復力を確保し、生物多様性の損失を食い止めるため、実効的な措置を講じる地球規模の新たなミッション実現に向けた監視と進展の強制を認める、あらゆる行動が任意的なものであることだ。

資金動員戦略

3つ目のパッケージ要素は、資金動員戦略のもっと微妙な部分である。途上国は、戦略をパッケージに追加



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

し、各国の CBD の実施に十分な資金を提供してほしいという永年の要求を裏打ちした。その結果、途上国は、資金の流れを評価するための数値目標や指標に焦点を当てたが、それに対して、先進国曰く「民間部門に負担の一部を移す」という試みから革新的な資金メカニズムに優先順位をつけたがった。後者のポジションは特に意見が分かれた。その理由のひとつは、革新的な資金メカニズムというコンセプト自体が曖昧で先進国と途上国の間で異なる解釈を生んでいたからである。

例えば、前進したコンセプトの一つは、グリーン開発メカニズム。UNFCCC のクリーン開発メカニズムをモデルとして、民間部門向けにオフセットや土地回復などの取引で要求事項にしたがって認証された「CBD を遵守した管理地」に報酬を与える制度だ。CDM との類似性ゆえに、このイニシアティブは殆どの途上国は、CDM と同様に利益分担もバランスを欠くものになるのではないかと懸念して、反対を唱えた。研究不足とまったく一般的な革新的金融に関して伝えられている成功事例の少なさも、ALBA 諸国グループの中に、生物多様性に間違いなく有害な影響を及ぼしうるだけでなく、人間の権利を侵害する可能性をもつ不当なる自然の「商品化」という懸念をあおった。一方、特に市場メカニズムを通じて CBD 実施の少なくとも若干の要素に対する資金を創出するポテンシャルがあると TEEB の調査研究で実証されていたため、先進国の参加者は、これで CBD が革新的資金メカニズムに完全にに取り組む機会を失ったと残念がった。しかし、最終日には参加者はこの点についてあまり拘泥していないようだった。ベテランのオブザーバーは、「我々がまだ ABS 議定書という CBD 実施の最も革新的な資金メカニズムに専念できたことが喜ばしい」とコメントした。

コペンハーゲンの残影を払拭した名古屋

パッケージ採択、特に ABS に関する名古屋議定書の採択は、CBD の歴史において大きな成功であると賞賛されたのは正しかった。そして、この点では、メディアが喧伝していた「コペンハーゲン再来」という恐れは誇大妄想だったように見える。パッケージ以外に、COP 10 では、かつてない進展を遂げたジオエンジニアリングや合成生物学といった複雑な新しい問題に関するものも含め、40 を超える決議を採択できた。その他すべての決議は期待に沿った内容ではなかったものの、総合すれば、生物多様性の多国間協力で重要な一歩を踏み出したといえる。生態系アプローチをベースにした CBD の実施アプローチおよび新たな問題に対応するためのメカニズムはパッケージ採択の有無にかかわらず、条約実施に関する作業を継続させられた。炭素市場などの実施に関する主要な活動が緩和に関する地球規模の合意の採択にかかっている気候変動レジームとは対照的に、CBD のアジェンダは作業計画の多面的なシステムや環境政策全般にまたがる連携やパートナーシップを通じて今も進展している。だから、仮に COP 10 が「パッケージ採択」に失敗したところで、残りの決議によって条約の実施に関する作業を継続させられただろう。

CBD は重要な変貌を遂げるプロセスの半ばにあることを数々の進展が示している。それは、すべての人間活動に生物多様性という関心事項を組み入れるアプローチに向けた変容である。戦略計画や TEEB 調査研究のような活動は、こうした変容に重要な推進力となる。ABS 議定書の採択をもって、今後の COP 会議は「いのちの共生を未来へ」というスローガンに一層取り組むための重要な国際プロセスとして CBD をあらためて位置づけて注目を集める契機となる。そうした方向にあって、名古屋 COP 10 は、「コペンハーゲン」は国連の制度やグローバルな環境多国間主義全体の危機というよりも、気候変動の国際協力に関する政治力学に特化した現象だと示したことだけでも、必要かつ重要なステップであった。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

今後の会合日程:

農業、食料安全保障、気候変動に関する国際会議: オランダ政府主催、エチオピア政府、ノルウェー政府、ニュージーランド政府、世銀、FAO 協力による本会合は、農業関連の投資、政策、措置の実施と長期的な炭素削減と適応の利点をリンクさせる具体的な活動を提供することを目的として、2010年10月31日—11月5日に開催地:オランダ・ハーグ、連絡先:オランダ農業・自然・食料品質省 E-mail: agriculture2010@minlnv.nl www: <http://www.afcconference.com/>

生態系に基づく漁業管理 (EBFM)の進展に関するシンポジウム: 第26回 Lowell Wakefield 漁業シンポジウムには世界の漁業科学者を一堂に集め、EBFMが成功裏に実施されているか評価を行う。FAO共催。日程:2010年11月8-11日 開催地:米国アラスカ・アンカレッジ連絡先: Alaska Sea Grant 電話: +1-907474-7086 fax: +1-907-474-6285 E-mail: seagrant@uaf.edu www: <http://seagrant.uaf.edu/conferences/2010/wakefeldecosystems/>

UNFCCC COP 16 および COP/MOP16: UNFCCC 第16回締約国会議 および京都議定書第6回締約国会合にあわせて、第33回 SBI および SBSTA 会合が開催される。日程:2010年11月29日—12月10日、開催地:メキシコ・カンクン、連絡先: UNFCCC 事務局、電話: +49-228-8151000 fax: +49-228-815-1999 E-mail: secretariat@unfccc.int www: http://unfccc.int/meetings/cop_16/items/5571.php

2010年農業・農村開発デー: 第4回農業・農村開発の日 (ARDD) がカンクン気候変動会議と併せて開催される。日程:2010年12月4日、開催地:メキシコ・カンクン、連絡先:ARDD 事務局 E-mail: info@agricultureday.org www: <http://www.農業day.org>

森林デー4: イベントはカンクン気候変動会議と併せて開催される。日程:2010年12月5日、開催地:メキシコ・カンクン、連絡先: www: <http://www.cifor.cgiar.org/Events/ForestDay4/>

「気候変動の文脈における地域と生物多様性」会合: FAO、UNDP、UNEP 共催。日程:2010年12月14—16日、開催地:フランス・ブレスト、連絡先: FAO E-mail: Climate-change@fao.org、www: <http://www.fao.org/climatechange/49362/en/>

国連生物多様性年 (IYB) 閉年イベント: 国際森林年への貢献: CBD 事務局主催。日程:2010年12月18—19日 開催地:日本・金沢、連絡先: David Ainsworth、CBD 事務局 電話: +1-514287-7011 fax: +1-514-288-6588 E-mail: david.ainsworth@cbd.int www: <http://www.cbd.int/events>

UNFF 9: 第9回国連森林フォーラムのテーマは人間、生活、貧困撲滅のための森林。UNFF 9でも持続可能な森林経営の実施手段の検討を完了させることになっている。日程:2011年1月24日—2月4日、開催地:国連本部 (NY)、連絡先: UNFF 事務局 電話: +1-212-963-3401 fax: +1-917-367-3186 E-mail: unff@un.org www: <http://www.un.org/esa/forests/>

ITPGR GB 4: 食料・農業のための地球の遺伝資源に関する国際条約評議機関の第4回会合では、特に、条約の多国間システムに関する遵守や実施、懸案の資金的なルールなどを討議する。日程:2011年3月14—18日、開催地:インドネシア・バリ、電話: +39-06-57053441 fax: +39-06-570-56347 E-mail: pgrfa-treaty@fao.org www: <http://www.planttreaty.org/>

CITES PC 19: CITES 植物委員会第19回会合が CITES 事務局によって開催される。日程:2011年4月18—21



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

日、開催地: スイス・ジュネーブ 連絡先: CITES 事務局 電話: +41-22-917-81-39/40 fax: +41-22-79734-17 E-mail: info@cites.org www: <http://www.cites.org/eng/news/calendar.shtml>

名古屋議定書 IC1: ABS に関する名古屋議定書第 1 回政府間委員会が CBD 事務局主催で開催。日程: 2011 年 6 月 6—10 日、開催地: 未定。連絡先: CBD 事務局 電話: +1-514-288-2220 fax: +1-514-288-6588 E-mail: secretariat@cbd.int www: <http://www.cbd.int/>

第 6 回森林ヨーロッパ閣僚会議: 汎ヨーロッパ政策プロセスの枠組みの中で欧州大陸の森林の持続可能な経営のために開催される。日程: 2011 年 6 月 14—16 日、開催地: ノルウェー・オスロ、連絡先: Liaison Unit Oslo 電話: +47-64-94-8930 fax: +4764-94-8939 E-mail: liaison.unit.oslo@foresteurope.org www: <http://www.foresteurope.org/eng/Events/>

CGRFA 13: 食料および農業遺伝資源第 13 回委員会が、気候変動に関する特別イベントに先行して開催。日程: 2011 年 7 月 16—22 日。開催地: イタリア・ローマ、連絡先: CGRFA 事務局 電話: +39-065705-4981 fax: +39-06-5705-5246 E-mail: cgrfa@fao.org www: <http://www.fao.org/nr/cgrfa/cgrfa-home/en/>

CITES AC 25: CITES 事務局主催の CITES 第 25 回動物委員会会合。日程: 2011 年 7 月 18-22 日、開催地: スイス・ジュネーブ 連絡先: CITES 事務局 電話: +41-22-917-81-39/40 fax: +41-22-79734-17 E-mail: info@cites.org www: <http://www.cites.org/eng/news/calendar.shtml>

CITES SC 61: CITES 事務局主催の CITES 第 61 回常設委員会。日程: 2011 年 8 月 15-19 日、開催地: スイス・ジュネーブ 連絡先: CITES 事務局 電話: +41-22-917-81-39/40 fax: +41-22-79734-17 E-mail: info@cites.org www: <http://www.cites.org/eng/news/calendar.shtml>

UNCCD COP 10: 国連砂漠化対処条約(UNCCD)第 10 回締約国会議が 2011 年 10 月に開催。日程: 2011 年 10 月 10-21 日、開催地: 韓国・昌原市、連絡先: UNCCD 事務局 電話: +49-228-8152800 fax: +49-228-815-2898 E-mail: secretariat@unccd.int www: <http://www.unccd.int/>

CMS COP 10: 移動性野生動物の種の保全に関する条約第 10 回締約国会議の前に、第 17 回科学委員会 (11 月 17-18 日)、第 38 回常設委員会 (11 月 19 日)、第 1 回 が開催。その後には、ブハラ鹿 MoU 第 1 回締約国会合は (11 月 19 日)、アンデス・フラミンゴ MOU 第 1 回締約国会合(11 月 26 日)、ゴリラ合意第 2 回締約国会議 (11 月 26-27 日)、アフリカ・ユーラシア水鳥合意(AEWA)第 7 回常設委員会会合 (11 月 26-27 日)が開催予定。日程: 2011 年 11 月 20-25 日。開催地: ノルウェー・ベルゲン。連絡先: UNEP/CMS 事務局 電話: +49-228815-2426 fax: +49-228-815-2449 E-mail: secretariat@cms.int www: <http://www.cms.int/news/events.htm>

名古屋議定書 IC 2: CBD 事務局主催の ABS に関する名古屋議定書政府間委員会第 2 回会合。日程: 2012 年 4 月 23-27 日。開催地: 未定。連絡先: CBD 事務局 電話: +1-514-288-2220 fax: +1-514-288-6588 E-mail: secretariat@cbd.int www: <http://www.cbd.int/>

AEWA MOP 5: UNEP/AEWA 事務局主催のアフリカ・ユーラシア水鳥合意(AEWA)第 5 回締約国会合。日程: 2012 年 5 月 14-18 日。開催地: フランス・ラロッシュェル 連絡先: UNEP/AEWA 事務局 電話: +49-228-815-2414 fax: +49-228-8152450 E-mail: aewa@unep.de www: http://www.unep-aewa.org/meetings/en/mop/mop_overview.htm

バイオセーフティ議定書 COP/MOP 6: CBD バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第 6 回締約国会合は暫定的に 2012 年 10 月 開催を予定。日程: 2012 年 10 月 1-5 日。開催地:



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

インド 連絡先: CBD 事務局 電話: +1-514-288-2220 fax: +1-514-288-6588 E-mail: 事務局@cbd.int www:
[http:// www.cbd.int/](http://www.cbd.int/)

CBD COP 11: 生物多様性に関する第11回締約国会議は暫定的に2012年10月開催を予定。日程: 2012年10月8-19日。開催地: インド 連絡先: CBD 事務局 電話: +1-514-288-2220 fax: +1-514-288-6588 E-mail: 事務局@cbd.int www:
<http://www.cbd.int/>

用語集

ABNJ	国家管轄権を超えた区域
ABS	遺伝資源へのアクセスと利益配分
AHTEG	アドホック専門家会合
CBD	生物多様性
CEPA	情報の伝達、教育、啓発
CHM	クリアリングハウス・メカニズム
COP	締約国会議
CPF	森林に関する協同パートナーシップ
EBSA	生態学的・生物学的に重要な区域
GBO	地球規模生物多様性概況
GEF	地球環境ファシリティー
GSPC	国際植物保全戦略
GTI	世界分類学イニシアティブ
IAS	侵略的外来種
ICG	政府間委員会
IIFB	生物多様性に関する国際先住民フォーラム
ILC	先住民および地元のコミュニティー
IPBES	生物多様性と生態系サービスに関する政府間プラットフォーム
IPR	知的所有権 (知的財産権)
LDCs	後発途上国
MAT	相互に合意された条件
MEA	多国間環境条約
MPA	海洋保護区
MYPOW	多年度作業計画
NBSAP	国別生物多様性戦略および活動計画



Earth Negotiations Bulletin
 CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
 Tel : +81-3-3663-2500

NFP	各国のフォーカルポイント
PA	保護区
PIC	事前同意
REDD+	途上国の森林減少・森林劣化由来の排出量削減、および森林保全、持続可能な森林経および森林炭素吸収源の強化
SBSTTA	科学技術助言補助機関
SIDS	小島嶼途上国
TEEB	生態系および生物多様性の経済学に関する調査研究
TK	伝統知識
UNCCD	国連砂漠化対処条約
UNDRIP	先住民族の権利に関する国連宣言
UNFCCC	国連気候変動枠組み条約
WG	作業部会
WGRI	条約の実施レビューに関する作業部会
WIPO	世界知的所有権機関

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.